

○電波法施行規則の一部を改正する省令案 新旧対照表
電波法施行規則 (昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号)

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>(免許を要しない無線局)</p> <p>第六条 法第四条第一項第一号に規定する発射する電波が著しく微弱な無線局を次のとおり定める。</p> <p>一 一三 (略)</p> <p>二 三 (略)</p> <p>4 法第四条第一項第三号の総務省令で定める無線局は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 次に掲げる条件に適合するものであつて、総務大臣が別に告示する電波の型式及び空中線電力に適合するもの (以下「特定小電力無線局」という。)</p> <p>(1) テレメーター (2) に規定する医療用テレメーターを除く。) 用、テレコントロール (電波を利用して遠隔地点における装置の機能を始動し、変更し、又は終止させることを目的とする信号の伝送をいう。) 用及びデータ伝送 (主に符号によつて処理される、又は処理された情報の伝送交換をいい、(3) に規定する体内植込型医療用データ伝送及び体内植込型医療用遠隔計測 並びに(4) に規定する国際輸送用データ伝送) を除く。) 用で使用するものであつて、次に掲げる周波数の電波を使用するもの</p> <p>一 一三 (略)</p> <p>二 三 (略)</p> <p>(13) 人・動物検知通報システム (国内において主として人又は動物の行動及び状態に関する情報の通報又はこれに付随する制御をするための無線通信を行う無線設備をいう。) 用で使用するものであつて、一四二・九三MHzを超え一四二・九九MHz以下及び一四六・九三MHzを超え一四六・九九MHz以下の周波数の電波を使用するもの</p> <p>三 十 (略)</p>	<p>(免許を要しない無線局)</p> <p>第六条 法第四条第一項第一号に規定する発射する電波が著しく微弱な無線局を次のとおり定める。</p> <p>一 一三 (略)</p> <p>二 三 (略)</p> <p>4 法第四条第一項第三号の総務省令で定める無線局は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 次に掲げる条件に適合するものであつて、総務大臣が別に告示する電波の型式及び空中線電力に適合するもの (以下「特定小電力無線局」という。)</p> <p>(1) テレメーター (2) に規定する医療用テレメーターを除く。) 用、テレコントロール (電波を利用して遠隔地点における装置の機能を始動し、変更し、又は終止させることを目的とする信号の伝送をいう。) 用及びデータ伝送 (主に符号によつて処理される、又は処理された情報の伝送交換をいい、(3) に規定する体内植込型医療用データ伝送及び体内植込型医療用遠隔計測、(4) に規定する国際輸送用データ伝送並びに(5) に規定するミリ波データ伝送) を除く。) 用で使用するものであつて、次に掲げる周波数の電波を使用するもの</p> <p>一 一三 (略)</p> <p>二 三 (略)</p> <p>(13) 動物検知通報システム (国内において主として動物の行動及び状態に関する情報の通報又はこれに付随する制御をするための無線通信を行う無線設備をいう。) 用で使用するものであつて、一四二・九三MHzを超え一四二・九九MHz以下の周波数の電波を使用するもの</p> <p>三 十 (略)</p>

第六条の二 法第四条第一項第三号の総務省令で定める機能は、次の各号に掲げるものとする。

一〜三 (略)

四 電気通信回線に接続しない無線局の無線設備であつて、利用者による周波数の切替え又は電波の発射の停止が容易に行うことができるもの

五 (略)

(定期検査を行わない無線局)

第四十一条の二の六 法第七十三条第一項の総務省令で定める無線局は、次のとおりとする。

一〜七 (略)

八 船舶局であつて、次に掲げるいずれかの無線設備のみを設置するもの

(1)・(2) (略)

(3) (1)又は(2)に掲げる無線設備及び第十三号のレーダー

九〜二十五 (略)

第六条の二 法第四条第一項第三号の総務省令で定める機能は、次の各号に掲げるものとする。

一〜三 (略)

四 特定小電力無線局の無線設備(電気通信回線に接続しないものに限る。)であつて、利用者による周波数の切替え又は電波の発射の停止が容易に行うことができるもの

五 (略)

(定期検査を行わない無線局)

第四十一条の二の六 法第七十三条第一項の総務省令で定める無線局は、次のとおりとする。

一〜七 (略)

八 船舶局であつて、次に掲げるいずれかの無線設備のみを設置するもの

(1)・(2) (略)

(3) (1)又は(2)に掲げる無線設備及び第十二号のレーダー

九〜二十五 (略)

附 則

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現に一四二・九三MHzを超え一四二・九九MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の無線設備に係る法第三十八条の二の二第一項に規定する技術基準適合証明又は法第三十八条の二十四第一項に規定する工事設計認証を受けている無線設備は、この省令による改正後の施行規則第六条第四項第二号(3)に規定する人・動物検知通報システムの無線局の無線設備とみなす。

○無線設備規則の一部を改正する省令案 新旧対照表
無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章 業務別又は電波の型式及び周波数帯別による無線設備の条件 （略）</p> <p>第四節の三十 四〇〇MHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局の無線設備（第四十九条の三十二）</p> <p><u>第四節の三十一 無人移動体画像伝送システムの無線局の無線設備（第四十九條の三十三）</u></p> <p>第五節 非常局の無線設備（第五十条） （略）</p> <p>第五章（略）</p> <p>第一条・第二条（略） （定義）</p> <p>第三条 この規則の規定の解釈に関しては、次の定義に従うものとする。 一～十三（略）</p> <p><u>十四 「無人移動体画像伝送システム」とは、一六九・〇五MHzを超え一六九・三九七五MHz以下、一六九・八〇七五MHzを超え一七〇MHz以下、二、四八三・五MHzを超え二、四九四MHz以下又は五、六五〇MHzを超え五、七五五MHz以下の周波数の電波を使用する自動的に若しくは遠隔操作により動作する移動体に開設された陸上移動局又は携帯局が主として画像伝送を行うための無線通信（当該移動体の制御を行うものを含む。）を行うシステムをいう。</u></p> <p>第三条の二～第九条の三（略）</p>	<p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章 業務別又は電波の型式及び周波数帯別による無線設備の条件 （略）</p> <p>第四節の三十 四〇〇MHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局の無線設備（第四十九条の三十二）</p> <p>第五節 非常局の無線設備（第五十条） （略）</p> <p>第五章（略）</p> <p>第一条・第二条（略） （定義）</p> <p>第三条 この規則の規定の解釈に関しては、次の定義に従うものとする。 一～十三（略）</p> <p>第三条の二～第九条の三（略）</p>

(混信防止機能)

第九条の四 法第四条第一項第三号に規定する無線局が有しなければならない混信防止機能は、次のとおりとする。

一〜四 (略)

五 七三・六 MHz を超え一、二六〇 MHz 以下 (三二二 MHz を超え三二五・二五 MHz 以下及び四三三・六七 MHz を超え四三四・一七 MHz 以下を除く。) 又は二、四〇〇 MHz 以上二、四八三・五 MHz 以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局 (施行規則第六条第四項第二号に規定する無線局をいう。以下同じ。) 若しくは五七 GHz を超え六六 GHz 以下の周波数の電波を使用する小電力データ通信システムの無線局 (施行規則第六条第四項第四号に規定する無線局をいう。以下同じ。) については、次に掲げる機能

イ 電気通信回線に接続する場合にあつては、施行規則第六条の二第三号に規定する機能

ロ 電気通信回線に接続しない場合にあつては、施行規則第六条の二第三号又は第四号に規定する機能

六・七 (略)

八 次に掲げる無線局については、施行規則第六条の二第三号に規定する機能

イ・ロ (略)

ハ 小電力データ通信システムの無線局 (五七 GHz を超え六六 GHz 以下の周波数の電波を使用するものを除く。)

ニ (略)

九〜十一 (略)

(空中線電力の許容偏差)

第十四条 空中線電力の許容偏差は、次の表の上欄に掲げる送信設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

(混信防止機能)

第九条の四 法第四条第一項第三号に規定する無線局が有しなければならない混信防止機能は、次のとおりとする。

一〜四 (略)

五 七三・六 MHz を超え一、二六〇 MHz 以下 (三二二 MHz を超え三二五・二五 MHz 以下及び四三三・六七 MHz を超え四三四・一七 MHz 以下を除く。) 又は二、四〇〇 MHz 以上二、四八三・五 MHz 以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局 (施行規則第六条第四項第二号に規定する無線局をいう。以下同じ。) については、次に掲げる機能

イ 電気通信回線に接続する場合にあつては、施行規則第六条の二第三号に規定する機能

ロ 電気通信回線に接続しない場合にあつては、施行規則第六条の二第三号又は第四号に規定する機能

六・七 (略)

八 次に掲げる無線局については、施行規則第六条の二第三号に規定する機能

イ・ロ (略)

ハ 小電力データ通信システムの無線局 (施行規則第六条第四項第四号に規定する無線局をいう。以下同じ。)

ニ (略)

九〜十一 (略)

(空中線電力の許容偏差)

第十四条 空中線電力の許容偏差は、次の表の上欄に掲げる送信設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

2～4 (略)

第十四条の二～第二十三条 (略)

(副次的に発する電波等の限度)

第二十四条 法第二十九条に規定する副次的に発する電波が他の無線設備の機能に支障を与えない限度は、受信空中線と電気的常数の等しい疑似空中線回路を使用して測定した場合に、その回路の電力が四ナノワット以下でなければならない。

送信設備	許容偏差	
	上限 (パーセント)	下限 (パーセント)
一～六 (略)	(略)	(略)
七次に掲げる送信設備 (一)～(六) (略) (七) 無人移動体画像伝送システムの無線局の送信設備であつて、二、四八三・五MHzを超え二、四九四MHz以下の周波数の電波を使用するもの	二〇	八〇
八次に掲げる送信設備 (一) (略) (ロ) 一四二・九三MHzを超え一四二・九九MHz以下、一四六・九三MHzを超え一四六・九九MHz以下、一六九・三九MHzを超え一六九・八一MHz以下、三二二MHzを超え三二五・二五MHz以下、四〇一MHzを超え四〇二MHz以下、四〇五MHzを超え四〇六MHz以下又は四三三・六七MHzを超え四三四・一七MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の送信設備 (二) (略)	二〇	
九～十八 (略)	(略)	(略)

2～4 (略)

第十四条の二～第二十三条 (略)

(副次的に発する電波等の限度)

第二十四条 法第二十九条に規定する副次的に発する電波が他の無線設備の機能に支障を与えない限度は、受信空中線と電気的常数の等しい疑似空中線回路を使用して測定した場合に、その回路の電力が四ナノワット以下でなければならない。

送信設備	許容偏差	
	上限 (パーセント)	下限 (パーセント)
一～六 (略)	(略)	(略)
七次に掲げる送信設備 (一)～(六) (略)	二〇	八〇
八次に掲げる送信設備 (一) (略) (ロ) 一四二・九三MHzを超え一四二・九九MHz以下、一六九・三九MHzを超え一六九・八一MHz以下、三二二MHzを超え三二五・二五MHz以下、四〇一MHzを超え四〇二MHz以下、四〇五MHzを超え四〇六MHz以下又は四三三・六七MHzを超え四三四・一七MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の送信設備 (二) (略)	二〇	
九～十八 (略)	(略)	(略)

14 無人移動体画像伝送システムの無線局の無線設備(二、四八三・五MHzを超え二、四九四MHz以下又は五、六五〇MHzを超え五、七五五MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。)、直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局、五GHz帯無線アクセスシステムの無線局、一七・七GHzを超え一八・七二GHz以下及び一九・二二GHzを超え一九・七GHz以下の周波数の電波を使用する無線局(固定局、基地局、陸上移動中継局及び陸上移動局に限る。)
並びに二二GHz帯、二六GHz帯又は三八GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局(二二GHzを超え二二・四GHz以下、二二・六GHzを超え二三GHz以下、二五・二五GHzを超え二七GHz以下、三八・〇五GHzを超え三八・五GHz以下又は三九・〇五GHzを超え三九・五GHz以下の周波数の電波を使用する基地局及び陸上移動局をいう。以下同じ。)
の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、それぞれ次の表に定めるとおりとする。

周波数帯	副次的に発する電波の限度
1 GHz 未満	四ナノワット以下
1 GHz 以上	二〇ナノワット以下

第二十五条(第四十九条の十二) (略)

(特定小電力無線局の無線設備)

第四十九条の十四 特定小電力無線局の無線設備は、次の各号の区別に従い、それぞれに掲げる条件に適合するものでなければならない。

- 一 七三・六MHzを超え一、二六〇MHz以下(二四二・九三MHzを超え二四二・九九MHz以下)、一四六・九三MHzを超え一四六・九九MHz以下、三二二MHzを超え三二五・二五MHz以下、四〇一MHzを超え四〇六MHz以下、四三三・六七MHzを超え四三四・一七MHz以下及び九一五・九MHz以上九二九・七MHz以下を除く。)の周波数の電波を使用するもの

14 直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局、五GHz帯無線アクセスシステムの無線局、一七・七GHzを超え一八・七二GHz以下及び一九・二二GHzを超え一九・七GHz以下の周波数の電波を使用する無線局(固定局、基地局、陸上移動中継局及び陸上移動局に限る。)
並びに二二GHz帯、二六GHz帯又は三八GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局(二二GHzを超え二二・四GHz以下、二二・六GHzを超え二三GHz以下、二五・二五GHzを超え二七GHz以下、三八・〇五GHzを超え三八・五GHz以下又は三九・〇五GHzを超え三九・五GHz以下の周波数の電波を使用する基地局及び陸上移動局をいう。以下同じ。)
の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、それぞれ次の表に定めるとおりとする。

周波数帯	副次的に発する電波の限度
1 GHz 未満	四ナノワット以下
1 GHz 以上	二〇ナノワット以下

第二十五条(第四十九条の十二) (略)

(特定小電力無線局の無線設備)

第四十九条の十四 特定小電力無線局の無線設備は、次の各号の区別に従い、それぞれに掲げる条件に適合するものでなければならない。

- 一 七三・六MHzを超え一、二六〇MHz以下(二四二・九三MHzを超え二四二・九九MHz以下)、三二二MHzを超え三二五・二五MHz以下、四〇一MHzを超え四〇六MHz以下、四三三・六七MHzを超え四三四・一七MHz以下及び九一五・九MHz以上九二九・七MHz以下を除く。)の周波数の電波を使用するもの

ㄎ 送信装置の隣接チャネル漏えい電力は、次のとおりであること。ただし、総務大臣がこの条件を適用することが困難又は不合理と認める送信装置であつて、別に告示する技術的条件に適合するものについては、この限りでない。

(1) チャネル間隔が六・二五kHzのものにあつては、搬送波の周波数から六・二五kHz離れた周波数の(±)二kHzの帯域内に輻射される電力が搬送波電力より四〇デシベル以上低い値であること。

(2) (1)以外のものにあつては、搬送波の周波数から二二・五kHz離れた周波数の(±)四・二五kHzの帯域内に輻射される電力が搬送波電力より四〇デシベル以上低い値であること。

二 一四二・九三MHzを超え一四二・九九MHz以下及び一四六・九三MHzを超え一四六・九九MHz以下の周波数の電波を使用するもの

イ・ロ (略)

ハ 無線チャネルは、単位チャネル(中心周波数が、一四二・九三MHzを超え一四二・九九MHz以下の周波数のうち一四二・九三四三七五MHz及び一四二・九三四三七五MHzに六・二五kHzの整数倍を加えたもの並びにこれらの周波数に四MHzを加えたものであつて帯域幅が五・八kHzのチャネルをいう。)を使用するものであること。この場合において、同時使用可能な最大チャネル数は三とし、三チャネルの同時使用は中心周波数が一四二・九三MHzを超え一四二・九九MHz以下の場合であつて、伝送速度が毎秒九、六〇〇ビット以上のデータ伝送を行うときに限る。

ニ (略)

ホ 送信装置の隣接チャネル漏えい電力は、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合するものであること。

三十三 (略)

第四十九条の十五〜第四十九条の三十二 (略)

第四節の三十一 無人移動体画像伝送システムの無線局の無線設備

ㄎ 送信装置の隣接チャネル漏えい電力は、搬送波の周波数から二二・五kHz離れた周波数の(±)四・二五kHzの帯域内に輻射される電力が搬送波電力より四〇デシベル以上低いこと。ただし、総務大臣がこの条件を適用することが困難又は不合理と認める送信装置であつて、別に告示する技術的条件に適合するものについては、この限りでない。

二 一四二・九三MHzを超え一四二・九九MHz以下の周波数の電波を使用するもの

イ・ロ (略)

ハ (略)

ニ 送信装置の隣接チャネル漏えい電力は、搬送波の周波数から二〇kHz離れた周波数の(±)八kHzの帯域内に輻射される電力が一マイクロワット以下であること。ただし、絶対利得が〇デシベル以下の送信空中線を使用する無線設備にあつては、等価等方輻射電力で一マイクロワット以下であること。

三十三 (略)

第四十九条の十五〜第四十九条の三十二 (略)

第四十九条の三十三 無人移動体画像伝送システムの無線局の無線設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 通信方式は、単向通信方式、同報通信方式、単信方式又は複信方式であること。

二 空中線電力は、一ワット以下であること。

三 送信装置の隣接チャネル漏えい電力は、次のとおりであること。

イ 一六九・〇五MHzを超え一六九・三九七五MHz以下又は一六九・八〇七五MHzを超え一七〇MHz以下の周波数の電波を使用するもの

(ア) 占有周波数帯幅が一〇〇kHz以下の場合

搬送波の周波数から一〇〇kHz離れた周波数の(±)五〇kHzの帯域内に輻射される電力が、搬送波電力より四五デシベル以上低い値

(イ) 占有周波数帯幅が一〇〇kHzを超え二〇〇kHz以下の場合

搬送波の周波数から二〇〇kHz離れた周波数の(±)一〇〇kHzの帯域内に輻射される電力が、搬送波電力より四五デシベル以上低い値

(ウ) 占有周波数帯幅が二〇〇kHzを超え三〇〇kHz以下の場合

搬送波の周波数から三〇〇kHz離れた周波数の(±)一五〇kHzの帯域内に輻射される電力が、搬送波電力より四五デシベル以上低い値

ロ 五、六五〇MHzを超え五、七五五MHz以下の周波数の電波を使用するもの

の

(ア) 占有周波数帯幅が四・五MHz以下の場合

搬送波の周波数から五MHz及び一〇MHz離れた周波数の(±)二・二五MHzの帯域内に輻射される平均電力が、搬送波の平均電力よりそれぞれ二五デシベル及び四〇デシベル以上低い値

(イ) 占有周波数帯幅が四・五MHzを超え九MHz以下の場合

搬送波の周波数から一〇MHz及び二〇MHz離れた周波数の(±)四・五MHzの帯域内に輻射される平均電力が、搬送波の平均電力よりそれぞれ二五デシベル及び四〇デシベル以上低い値

(ウ) 占有周波数帯幅が九MHzを超え一九・七MHz以下の場合

搬送波の周波数から二〇MHz及び四〇MHz離れた周波数の(±)九・五MHzの帯域内に輻射される平均電力が、搬送波の平均電力よりそれぞれ二五デシベル及び四〇デシベル以上低い値

四 送信空中線の絶対利得は、次のとおりであること。

イ 一六九・〇五^{MHz}を超え一六九・三九七五^{MHz}以下又は一六九・八〇七五^{MHz}を超え一七〇^{MHz}以下の周波数の電波を使用するものにあつては、五・一二デシベル以下であること。ただし、等価等方輻射電力が五・一二デシベル（一ワットを〇デシベルとする。）以下となる場合は、その低下分を空中線の利得で補うことができるものとする。

ロ イに掲げるもの以外のものにあつては、六デシベル以下であること。ただし、等価等方輻射電力が六デシベル（一ワットを〇デシベルとする。）以下となる場合は、その低下分を空中線の利得で補うことができるものとする。

第五十条～第五十七条の二の二 (略)

(送信装置の条件)

第五十七条の三 F-B電波、F-C電波、F-D電波、F-E電波、F-F電波、F-N電波、F-X電波、G-B電波、G-C電波、G-D電波、G-E電波、G-F電波、G-N電波又はG-X電波五四^{MHz}を超え九六〇^{MHz}以下又は一、二一五^{MHz}を超え二、六九〇^{MHz}以下を使用する固定局、陸上移動業務の無線局及び携帯移動業務の無線局の無線設備の送信装置は、次の各号に定める条件に適合するものでなければならない。ただし、放送番組中継を行う固定局、携帯無線通信の中継を行う無線局、符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、MCA陸上移動通信を行う無線局及びMCA陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局、デジタルMCA陸上移動通信を行う

第五十条～第五十七条の二の二 (略)

(送信装置の条件)

第五十七条の三 F-B電波、F-C電波、F-D電波、F-E電波、F-F電波、F-N電波、F-X電波、G-B電波、G-C電波、G-D電波、G-E電波、G-F電波、G-N電波又はG-X電波五四^{MHz}を超え九六〇^{MHz}以下又は一、二一五^{MHz}を超え二、六九〇^{MHz}以下を使用する固定局、陸上移動業務の無線局及び携帯移動業務の無線局の無線設備の送信装置は、次の各号に定める条件に適合するものでなければならない。ただし、放送番組中継を行う固定局、携帯無線通信の中継を行う無線局、符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、MCA陸上移動通信を行う無線局及びMCA陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局、デジタルMCA陸上移動通信を行う

無線局及びデジタルMCA陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局、コードレス電話の無線局、時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局、PHSの陸上移動局、PHSの基地局、PHSの基地局と陸上移動局との間の通信を中継する無線局及びPHSの通信設備の試験のための通信等を行う無線局、特定小電力無線局、デジタル空港無線通信を行う無線局及びデジタル空港無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、デジタル特定ラジオマイクの陸上移動局、小電力セキュリティシステムの無線局、小電力データ通信システムの無線局、直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局及び直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局、無人移動体画像伝送システムの無線局、簡易無線局、狭帯域デジタル通信方式の無線局及び市町村デジタル防災無線通信を行う固定局並びに総務大臣が次の各号の条件を適用することが困難又は不合理と認めて別に告示する無線局の送信装置については、この限りでない。

一〇三 (略)

(狭帯域デジタル通信方式の無線局の無線設備)

第五十七条の三の二 狭帯域デジタル通信方式(変調方式が四分のπシフト四相位相変調、オフセット四相位相変調、四値周波数偏位変調、一六値直交振幅変調又はマルチサブキャリア一六値直交振幅変調であるものをいう。以下同じ。)の無線局の無線設備であつて、一四二MHzを超え一七〇MHz以下、二五五MHzを超え二七五MHz以下又は三三五・四MHzを超え四七〇MHz以下の周波数の電波を使用するものは、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。ただし、放送番組中継を行う固定局、特定小電力無線局、デジタル空港無線通信を行う無線局及びデジタル空港無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、小電力セキュリティシステムの無線局、無人移動体画像伝送システムの無線局、海岸局、航空局、基地局(第四十九条の三十二に定めるものに限る。)、陸上移動局(同条に定めるものに限る。)、実験試験局、アマチュア局及び簡易無線局並びに総務大臣が次に掲げる条件を適用することが困難又は不合理と認めて別に告示する無線局の無線設備については、こ

無線局及びデジタルMCA陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局、コードレス電話の無線局、時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局、PHSの陸上移動局、PHSの基地局、PHSの基地局と陸上移動局との間の通信を中継する無線局及びPHSの通信設備の試験のための通信等を行う無線局、特定小電力無線局、デジタル空港無線通信を行う無線局及びデジタル空港無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、デジタル特定ラジオマイクの陸上移動局、小電力セキュリティシステムの無線局、小電力データ通信システムの無線局、直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局及び直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局、無人移動体画像伝送システムの無線局及び市町村デジタル防災無線通信を行う固定局並びに総務大臣が次の各号の条件を適用することが困難又は不合理と認めて別に告示する無線局の送信装置については、この限りでない。

一〇三 (略)

(狭帯域デジタル通信方式の無線局の無線設備)

第五十七条の三の二 狭帯域デジタル通信方式(変調方式が四分のπシフト四相位相変調、オフセット四相位相変調、四値周波数偏位変調、一六値直交振幅変調又はマルチサブキャリア一六値直交振幅変調であるものをいう。以下同じ。)の無線局の無線設備であつて、一四二MHzを超え一七〇MHz以下、二五五MHzを超え二七五MHz以下又は三三五・四MHzを超え四七〇MHz以下の周波数の電波を使用するものは、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。ただし、放送番組中継を行う固定局、特定小電力無線局、デジタル空港無線通信を行う無線局及びデジタル空港無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、小電力セキュリティシステムの無線局、海岸局、航空局、基地局(第四十九条の三十二に定めるものに限る。)、陸上移動局(同条に定めるものに限る。)、実験試験局、アマチュア局及び簡易無線局並びに総務大臣が次に掲げる条件を適用することが困難又は不合理と認めて別に告示する無線局の無線設備については、この限りでない。

の限りでない。

一〇三 (略)

2・3 (略)

第五十八條～第六十六條 (略)

別表第一号(第5条関係)

周波数の許容偏差の表

周波数帯	無線局	周波数の許容偏差 (Hz 又は kHz を付 したものを除き、 百万分率)
1～5 (略)	(略)	(略)
6 100MHz を超 え 470MHz 以下	1・2 (略) 3 移動局 (注 18、20、22、 24) (1)・(2) (略) (3) その他の移動局 (注 44) ア 100MHz を超え 142MHz 以 下のもの及び 162.0375MHz を超え 235MHz 以下のもの (注 28、52、57) イ～エ (略) 4～8 (略) 9 コードレス電話の無線局及び 小電力セキュリティシステムの 無線局 (注 34、36、41) 10 特定小電力無線局 (注 36) (1) チャンネル間隔が 6.25kHz の	(略) 15 4

一〇三 (略)

2・3 (略)

第五十八條～第六十六條 (略)

別表第一号(第5条関係)

周波数の許容偏差の表

周波数帯	無線局	周波数の許容偏差 (Hz 又は kHz を付 したものを除き、 百万分率)
1～5 (略)	(略)	(略)
6 100MHz を超 え 470MHz 以下	1・2 (略) 3 移動局 (注 18、20、22、 24) (1)・(2) (略) (3) その他の移動局 (注 44) ア 100MHz を超え 142MHz 以 下のもの及び 162.0375MHz を超え 235MHz 以下のもの (注 28、52) イ～エ (略) 4～8 (略) 9 コードレス電話の無線局、 <u>特 定小電力無線局</u> 及び小電力セキ ュリティシステムの無線局 (注 34、36、41)	(略) 15 4

	<u>もの</u> <u>ア 142.93MHz を超え</u> <u>142.99MHz 以下のもの及び</u> <u>146.93MHz を超え 146.99MHz</u> <u>以下のもの</u> <u>イ その他の周波数のもの</u> <u>(2) その他のもの</u> <u>11 (略)</u>	<u>2.5</u> <u>2</u> <u>4</u> (略)			
7 470MHz を超え 2,450MHz 以下	1～3 (略) 4 特定小電力無線局 (注 36) <u>(1) チャンネル間隔が 12.5kHz の</u> <u>もの</u> <u>(2) その他のもの</u> 5～13 (略)	(略) <u>2</u> <u>4</u> (略)	7 470MHz を超え 2,450MHz 以下	1～3 (略) 4 特定小電力無線局 (注 36) 5～13 (略)	(略) <u>4</u> (略)
8 2,450MHz を超え 10,500MHz 以下	1 (略) 2 陸上局及び移動局 (注 20、 31、34、36、47、 <u>57</u>) 3～7 (略)	(略) 100 (略)	8 2,450MHz を超え 10,500MHz 以下	1 (略) 2 陸上局及び移動局 (注 20、 31、34、36、47) 3～7 (略)	(略) 100 (略)
9 (略)	(略)	(略)	9 (略)	(略)	(略)
注 1～56 (略) <u>57 無人移動体画像伝送システムの無線局の送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表並びに注 20 及び 31 に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。</u> <u>(1) 169.05MHz を超え 169.3975MHz 以下又は 169.8075MHz を超え 170MHz 以下の周波数の電波を使用するもの</u> <u>3 (10⁻⁶)</u> <u>(2) 2483.5MHz を超え 2494MHz 以下の周波数の電波を使用するもの</u> <u>50 (10⁻⁶)</u> <u>(3) 5650MHz を超え 5755MHz 以下の周波数の電波を使用するもの</u> <u>20 (10⁻⁶)</u>			注 1～56 (略)		

別表第二号(第6条関係)

第1～第27 (略)

第28 特定小電力無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおりとする。ただし、総務大臣がこの値によることが困難又は不合理と認めて別に告示する無線設備については、総務大臣が別に告示で定める値とする。

- (1) 占有周波数帯幅が5.8kHz以下のもの 5.8kHz
- (2) 占有周波数帯幅が5.8kHzを超えるもの 8.5kHz

第29～第71 (略)

第72 無人移動体画像伝送システムの無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4まで及び第13の規定にかかわらず、次のとおり指定する。この指定をする場合には、電波の型式に冠して表示する。

- (1) 169.05MHzを超え169.3975MHz以下及び169.8075MHzを超え170MHz以下の周波数の電波を使用するもの
 - ア 占有周波数帯幅が100kHz以下のもの 100kHz
 - イ 占有周波数帯幅が100kHzを超え200kHz以下のもの 200kHz
 - ウ 占有周波数帯幅が200kHzを超え300kHz以下のもの 300kHz
- (2) 2483.5MHzを超え2494MHz以下の周波数の電波を使用するもの
 - ア 占有周波数帯幅が4.5MHz以下のもの 4.5MHz
 - イ 占有周波数帯幅が4.5MHzを超え9MHz以下のもの 9MHz
- (3) 5650MHzを超え5755MHz以下の周波数の電波を使用するもの
 - ア 占有周波数帯幅が4.5MHz以下のもの 4.5MHz
 - イ 占有周波数帯幅が4.5MHzを超え9MHz以下のもの 9MHz
 - ウ 占有周波数帯幅が9MHzを超え19.7MHz以下のもの 19.7MHz

別表第三号(第7条関係)

1～59 (略)

60 無人移動体画像伝送システムの無線局(169.05MHzを超え169.3975MHz以下及び169.8075MHzを超え170MHz以下の周波数の電波を使用するものを除く。)の無線設備の不要発射の強度の許容値は、2及び18に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

- (1) 2483.5MHzを超え2494MHz以下の周波数の電波を使用するもの

別表第二号(第6条関係)

第1～第27 (略)

第28 特定小電力無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、8.5kHzとする。ただし、総務大臣がこの値によることが困難又は不合理と認めて別に告示する無線設備については、総務大臣が別に告示で定める値とする。

第29～第71 (略)

別表第三号(第7条関係)

1～59 (略)

ア 占有周波数帯幅が 4.5MHz 以下のもの

周波数帯	不要発射の強度の許容値
2478.5MHz 未満及び 2498.5MHz を超え 2500MHz 以下	任意の 1MHz の帯域幅における平均電 力が 20 μ W 以下
2478.5MHz 以上 2481MHz 未 満及び 2496MHz を超え 2498.5MHz 以下	任意の 1MHz の帯域幅における平均電 力が 300 μ W 以下
2481MHz 以上 2483.25MHz 未 満及び 2493.75MHz を超え 2496MHz 以下	任意の 1MHz の帯域幅における平均電 力が 2mW 以下
2500MHz を超え 2510MHz 以 下	任意の 1MHz の帯域幅における平均電 力が 10 μ W 以下
2510MHz を超えるもの	任意の 1MHz の帯域幅における平均電 力が 1 μ W 以下

イ 占有周波数帯幅が 4.5MHz を超え 9MHz 以下のもの

周波数帯	不要発射の強度の許容値
2473.5MHz 未満及び 2500MHz を超え 2510MHz 以 下	任意の 1MHz の帯域幅における平均電 力が 10 μ W 以下
2473.5MHz 以上 2478.5MHz 未満及び 2498.5MHz を超え 2500MHz 以下	任意の 1MHz の帯域幅における平均電 力が 150 μ W 以下
2478.5MHz 以上 2483MHz 未 満及び 2494.5MHz を超え 2498.5MHz 以下	任意の 1MHz の帯域幅における平均電 力が 1mW 以下

2510MHz を超えるもの	任意の 1MHz の帯域幅における平均電力が $1\mu\text{W}$ 以下
----------------	--

(2) 5650MHz を超え 5755MHz 以下の周波数の電波を使用するもの

ア 占有周波数帯幅が 4.5MHz 以下のもの

周波数帯	不要発射の強度の許容値
5590MHz 未満及び 5815MHz 以上	任意の 1MHz の帯域幅における平均電力が $0.63\mu\text{W}$ 以下
5590MHz 以上 5630MHz 未満及び 5775MHz 以上 5815MHz 未満	任意の 1MHz の帯域幅における平均電力が $3\mu\text{W}$ 以下
5630MHz 以上 5640MHz 未満及び 5765MHz 以上 5775MHz 未満	任意の 1MHz の帯域幅における平均電力が $6.3\mu\text{W}$ 以下

イ 占有周波数帯幅が 4.5MHz を超え 19.7MHz 以下のもの

周波数帯	不要発射の強度の許容値
5590MHz 未満及び 5815MHz 以上	任意の 1MHz の帯域幅における平均電力が $0.63\mu\text{W}$ 以下
5590MHz 以上 5630MHz 未満及び 5775MHz 以上 5815MHz 未満	任意の 1MHz の帯域幅における平均電力が $3\mu\text{W}$ 以下

61 総務大臣は、特に必要があると認めるときは、1 から 60 までの規定にかかわらず、その値を別に定めることができる。

60 総務大臣は、特に必要があると認めるときは、1 から 58 までの規定にかかわらず、その値を別に定めることができる。

附言

(施行期日)

1 1 から 58 まで、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2| この省令の施行の際現に受けている一四二・九三MHzを超え一四二・九九MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の無線設備に係る法第三十八条の二の二第一項に規定する技術基準適合証明又は法第三十八条の二十四第一項に規定する工事設計認証（以下「技術基準適合証明等」という。）は、この省令の施行後においても、なおその効力を有する。
- 3| この省令による改正前の設備規則の条件に適合する一四二・九三MHzを超え一四二・九九MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の無線設備については、この省令の施行の日から平成三十三年八月三十一日までの間に限り、この省令による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例により技術基準適合証明等を受けることができる。この場合において、当該技術基準適合証明等の効力については、前項の規定を準用する。

○ 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令案 新旧対照表
 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則 (昭和五十六年郵政省令第三十七号)

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>(特定無線設備等)</p> <p>第二条 法第三十八条の二の二第一項の特定無線設備は、次のとおりとする。</p> <p>一 一の八 (略)</p> <p>一の九 設備規則第四章においてその無線設備の条件が定められている単側波帯の電波を使用する単一通信路の陸上移動局又は携帯局に使用するための無線設備であつて、その空中線電力が五〇ワット以下のもの (第二十五号から第二十五号の三までに掲げるものを除く。)</p> <p>一の十 設備規則第四章においてその無線設備の条件が定められているF一B電波、F一C電波、F一D電波、F一E電波、F一F電波、F一N電波、F一X電波、G一B電波、G一C電波、G一D電波、G一E電波、G一F電波、G一N電波又はG一X電波を使用する単一通信路の陸上移動局又は携帯局に使用するための無線設備であつて、その空中線電力が五〇ワット以下のもの (第一号の四、第二十五号の四、第二十五号の五及び第七十一号に掲げるものを除く。)</p> <p>一の十一 一二十 (略)</p> <p>二十の二 設備規則第四十九条の七の三においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局又はデジタル指令局 (設備規則第三条第六号に規定するデジタル指令局をいう。) に使用するための無線設備であつて、その空中線電力が五〇ワット以下のもの</p>	<p>(特定無線設備等)</p> <p>第二条 法第三十八条の二の二第一項の特定無線設備は、次のとおりとする。</p> <p>一 一の八 (略)</p> <p>一の九 設備規則第四章においてその無線設備の条件が定められている単側波帯の電波を使用する単一通信路の陸上移動局又は携帯局に使用するための無線設備であつて、その空中線電力が五〇ワット以下のもの (第一号の二に掲げるものを除く。)</p> <p>一の十 設備規則第四章においてその無線設備の条件が定められているF一B電波、F一C電波、F一D電波、F一E電波、F一F電波、F一N電波、F一X電波、G一B電波、G一C電波、G一D電波、G一E電波、G一F電波、G一N電波又はG一X電波を使用する単一通信路の陸上移動局又は携帯局に使用するための無線設備であつて、その空中線電力が五〇ワット以下のもの (第一号から第一号の五まで、第一号の七及び前号に掲げるものを除く。)</p> <p>一の十一 一二十 (略)</p> <p>二十の二 設備規則第四十九条の七の三においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局又はデジタル指令局 (設備規則第三条第六号に規定するデジタル指令局をいう。別表第一号において同じ。) に使用するための無線設備であつて、その空中線電力が五〇ワット以下のもの</p>

二十一 ～七十一 (略)

七十二 設備規則第四十九条の三十三においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局又は携帯局に使用するための無線設備

2 (略)

別表第一号 技術基準適合証明のための審査 (第六条及び第二十五条関係)

一 技術基準適合証明のための審査は、次の掲げるところにより行うものとする。

- (1)・(2) (略)
- (3) 特性試験

申込設備について、次に従つて試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。

ア 次の表の一の欄に掲げる装置については、同表の二の欄に掲げる試験項目ごとにそれぞれ同表の三の欄に掲げる測定器等を使用して総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により同表の四の欄の特定無線設備の種別に従つて試験を行う。

置装一	二 試験		(略)	四 特定無線設備の種別	
	項目	測定器等		第二条第一項第七十一号の無線設備	第二条第一項第七十一号の無線設備
置装信送	周波数	周波数計又はスペクトル分析器		○	○
	占有周波数帯幅	擬似音声発生器又は擬似信号発生器又はバンドメータ又はスペクトル分析器		○	○
	スプリア	低周波発振器		○	○

二十一 ～七十一 (略)

2 (略)

別表第一号 技術基準適合証明のための審査 (第六条及び第二十五条関係)

一 技術基準適合証明のための審査は、次の掲げるところにより行うものとする。

- (1)・(2) (略)
- (3) 特性試験

申込設備について、次に従つて試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。

ア 次の表の一の欄に掲げる装置については、同表の二の欄に掲げる試験項目ごとにそれぞれ同表の三の欄に掲げる測定器等を使用して総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により同表の四の欄の特定無線設備の種別に従つて試験を行う。

置装一	二 試験		(略)	四 特定無線設備の種別	
	項目	測定器等		第二条第一項第七十一号の無線設備	
置装信送	周波数	周波数計又はスペクトル分析器			○
	占有周波数帯幅	擬似音声発生器又は擬似信号発生器又はバンドメータ又はスペクトル分析器			○
	スプリア	低周波発振器			○

を付加したものとする。

(略)

注 1～3 (略)

4 技術基準適合証明番号の最初の 3 文字は総務大臣が別に定める登録証明機関又は承認証明機関の区別とし、4 文字目又は 4 文字目及び 5 文字目は特定無線設備の種別に従い次表に定めるとおりとし、その他の文字等は総務大臣が別に定めるとおりとすること。

特定無線設備の種別	記号
(略)	(略)
第 2 条第 1 項第 71 号に掲げる無線設備	YT
第 2 条第 1 項第 72 号に掲げる無線設備	RB
5 (略)	

を付加したものとする。

(略)

注 1～3 (略)

4 技術基準適合証明番号の最初の 3 文字は総務大臣が別に定める登録証明機関又は承認証明機関の区別とし、4 文字目又は 4 文字目及び 5 文字目は特定無線設備の種別に従い次表に定めるとおりとし、その他の文字等は総務大臣が別に定めるとおりとすること。

特定無線設備の種別	記号
(略)	(略)
第 2 条第 1 項第 71 号に掲げる無線設備	YT
5 (略)	

○昭和三十二年郵政省告示第七百八号（免許を要しない無線局の用途並びに電波の型式及び周波数を定める件）の一部を改正する告示案

新旧対照表

（下線部は改正部分）

改正案			現行				
一 二 1 2	電波の型式 (略) F一D、F二D、 F三D	周波数 (略) 七二・七五 ^{MHz} 、七二・七六 ^{MHz} 、 七二・七七 ^{MHz}	備考 (略) 模型飛行機以外の無線 操縦用発振器に使用する 場合であつて、産業 の用に供するものに限 る。	一 二 1 2	電波の型式 (略) F一D、F二D、 F三D	周波数 (略) 七三・二二 ^{MHz} 、七三・二三 ^{MHz} 、 七三・二四 ^{MHz}	備考 (略) 模型飛行機以外の無線 操縦用発振器に使用する 場合であつて、産業 の用に供するものに限 る。
		七三・三二 ^{MHz} 、 七三・三三 ^{MHz} 、 七三・三四 ^{MHz} 、 七三・三五 ^{MHz} 、 七三・三六 ^{MHz} 、 七三・三七 ^{MHz} 、 七三・三八 ^{MHz} 、 七三・三九 ^{MHz} 、 七三・三〇 ^{MHz} 、 七三・三一 ^{MHz}	模型飛行機の無線操縦 用発振器に使用する場 合であつて、産業の用 に供するものに限る。			七三・二六 ^{MHz} 、 七三・二七 ^{MHz} 、 七三・二八 ^{MHz} 、 七三・二九 ^{MHz} 、 七三・三〇 ^{MHz} 、 七三・三一 ^{MHz}	模型飛行機の無線操縦 用発振器に使用する場 合であつて、産業の用 に供するものに限る。

附 則

この告示の施行の際現に七三・二二^{MHz}、七三・二三^{MHz}又は七三・二四^{MHz}の周波数の電波を使用している無線局のラジコン用発振器は、この告示による改正後の第二項第二号の規定にかかわらず、平成三十三年八月三十一日までは、なお従前の例による。

○平成元年郵政省告示第四十二号（特定小電力無線局の用途、電波の型式及び周波数並びに空中線電力を定める件）の一部を改正する告示案 新旧対照表
 (下線部は改正部分)

改正案		現行	
一 テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用 1 (略) 2 四一〇MHzを超え四三〇MHz以下及び四四〇MHzを超え四七〇MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備 (一) <u>チャンネル間隔が六・二五kHzのもの</u>		一 <u>テレメーター用、テレコントロール</u> (電波を利用して遠隔地点における装置の機能を始動、変更又は終止させることを目的とする信号の伝送をいう。) <u>用及びデータ伝送</u> (主に符号によって処理される、又は処理された情報の伝送交換をいう。) <u>用</u> 1 (略) 2 四一〇MHzを超え四三〇MHz以下及び四四〇MHzを超え四七〇MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備	
電波の型式	周波数	空中線電力	備考
F1D、F1F、 F2D、F2F、 F7D、F7F、 G1D、G1F、 G2D、G2F、 G7D、G7F、 D1D、D1F、 D2D、D2F、 D7D又はD7F	四二六・〇二八 一三五MHz以上四 二六・一三四三 七五MHz以下の周 波数であつて、 四二六・〇二八 一三五MHz及び四 二六・〇二八一 二五MHzに六・二 五kHzの整数倍を 加えたもの。	〇・一ワット以 下。ただし、空 中線が無線設備 の一の管体に収 められていない 場合は、一・六 三七ミリワット 以下であるこ と。	単 向 通 信 方 式、 単 信 方 式 又 は 同 報 通 信 方 式
	四二九・一七八 一三五MHz以上四 二九・七三四三 七五MHz以下の周 波数であつて、 四二九・一七八 一三五MHz及び四 二九・一七八一 二五MHzに六・二	一ワット以下。 ただし、空中線 が無線設備の一 の管体に収めら れていない場合 は、一六・三七 ミリワット以下 であること。	

	<p>五^{kHz}の整数倍を加えたもの。</p> <p>四二九・八一五 六二五^{MHz}以上四 二九・九二一八 七五^{MHz}以下の周 波数であつて、 四二九・八一五 六二五^{MHz}及び四 二九・八一五六 二五^{MHz}に六・二 五^{kHz}の整数倍を 加えたもの、並 びにこれらの周 波数に一九・九 の^{MHz}を加えたも の。この場合に おいて、四二 九・九二一八七 五^{MHz}及び四四 九・八二一八七 五^{MHz}は、周波数 制御用チャネル とする。</p>		<p>単 向通信方式、 単 信方式、同報 通 信方式、複信 方 式又は半複信 方 式</p>
--	---	--	--

	四四九・八四〇 六二五 ^{MHz} 以上四 四九・八八四三 七五 ^{MHz} 以下の周 波数であつて、 四四九・八四〇 六二五 ^{MHz} 及び四 四九・八四〇六 二五 ^{MHz} に六・二 五 ^{kHz} の整数倍を 加えたもの、並 びにこれらの周 波数に一九・六 の ^{MHz} を加えたも の。この場合に おいて、四四 九・八八四三七 五 ^{MHz} 及び四六 九・四八四三七 五 ^{MHz} は、周波数 制御用チャネル とする。		
--	---	--	--

ロ) チャンネル間隔が二・五^{kHz}のもの

電波の型式	周波数	空中線電力	備考
F一D、F一F、 F二D、F二F、 F七D、F七F、 GG一D、GG一F、 GG二D、GG二F、 GG七D、GG七F、 DD一D、DD一F、 DD二D、DD二F、 DD七D又はD七 F	四二六・〇二五 ^{MHz} 以上四二六・ 一三七五 ^{MHz} 以下 の周波数であつ て、四二六・〇 二五 ^{MHz} 及び四二 六・〇二五 ^{MHz} に 一・二五 ^{kHz} の整 数倍を加えたも の。	〇・一ワット以 下。ただし、空 中線が無線設備 の一の筐体に収 められていない 場合は、一・六 三七ミリワット 以下であるこ と。	単向通信方式、 単信方式又は同 報通信方式

ハ) 占有周波数帯幅が八・五^{kHz}以下のもの

電波の型式	周波数	空中線電力	備考
F一D、F一F、 F二D、F二F、 F七D、F七F、 GG一D、GG一F、 GG二D、GG二F、 GG七D、GG七F、 DD一D、DD一F、 DD二D、DD二F、 DD七D又はD七 F	四二六・〇二五 ^{MHz} 以上四二六・ 一三七五 ^{MHz} 以下 の周波数であつ て、四二六・〇 二五 ^{MHz} 及び四二 六・〇二五 ^{MHz} に 一・二五 ^{kHz} の整 数倍を加えたも の。	〇・一ワット以 下	単向通信方式、 単信方式又は同 報通信方式

電波の型式	周波数	空中線電力	備考
F一D、F一F、 F二D、F二F、 F七D、F七F、	一、二二六・〇 〇六二五MHz以上 一、二一六・九	一ワット以下。 ただし、空中線 が無線設備の一	単向通信方式、 単信方式、同報 通信方式、複信

(一) チャンネル間隔が二・五kHzのもの

5 一、二二五MHzを超え一、二六〇MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備

3・4 (略)

電波の型式	周波数	空中線電力	備考
F一D、F一F、 F二D、F二F、 F七D、F七F、 G一D、G一F、 G二D、G二F、 G七D、G七F、 D一D、D一F、 D二D、D二F、 D七D又はD七 F	四二六・〇三七 五MHz、四二六・ 〇六二五MHz、四 二六・〇八七五 MHz及び四二六・ 一二五MHz	〇・一ワット以 下。ただし、空 中線が無線設備 の一の筐体に収 められていない 場合は、一・六 三七ミリワット 以下であるこ と。	単向通信方式、 単信方式又は同 報通信方式

(二) チャンネル間隔が二五kHzのもの

	の周波数に一 九・六MHzを加え たもの。この場 合において、四 二九・九二五MHz 及び四四九・八 二五MHz並びに四 四九・八八七五 MHz及び四六九・ 四八七五MHzは、 周波数制御用 チャンネルとす る。		
--	--	--	--

電波の型式	周波数	空中線電力	備考
F一D、F一F、 F二D、F二F、 F七D、F七F、 G一D、G一F、 G二D、G二F、 G七D、G七F、 D一D、D一F、 D二D、D二F、 D七D又はD七 F	四二六・〇三七 五MHz、四二六・ 〇六二五MHz、四 二六・〇八七五 MHz及び四二六・ 一二五MHz	〇・一ワット以 下	単向通信方式、 単信方式又は同 報通信方式

3・4 (略)

5 一、二二五MHzを超え一、二六〇MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備

(二) 占有周波数帯幅が八・五kHzを超え一六kHz以下のもの

	の周波数に一 九・六MHzを加え たもの。ただし、 四二九・九二五 MHz及び四四九・ 八二五MHz並びに 四四九・八八七 五MHz及び四六 九・四八七五MHz は、周波数制御 用チャンネルとす る。		
--	---	--	--

F D七D又はD七	G一D、G一F、 G二D、G二F、 G七D、G七F、 D一D、D一F、 D二D、D二F、 D三D又はD七	九三七五MHz以下 の周波数であつ て、一、二二六・ 〇〇六二五MHz及 び一、二二六・ 〇〇六二五MHzに 一・二五Hzの整 数倍を加えたも の、並びにこれ らの周波数に三 六MHzを加えたも の。この場合に おいて、一、二 一六・〇〇六二 五MHz、一、二 一六・〇一八七五 MHz、一、二二六・ 五〇六二五MHz及 び一、二二六・ 五一八七五MHz並 びにこれらの周 波数に三六MHzを 加えたものは、 周波数制御用 チャンネルとす る。	の筐体に収めら れていない場合 は、一六・三七 ミリワット以下 であること。	方 式 又 は 半 複 信 方 式

(二) チャンネル間隔が二五kHzのもの

電波の型式	周波数	空中線電力	備考
F一D、F一F、 F二D、F二F、 F七D、F七F、 G一D、G一F、 G二D、G二F、	一、二二六・〇 一、二二五MHz以上 一、二二六・九 八七五MHz以下の 周波数であつ	一ワット以下。 ただし、空中線 が無線設備の一 の筐体に収めら れていない場合	単 向 通 信 方 式、 単 信 方 式、 同 報 通 信 方 式、 複 信 方 式 又 は 半 複 信 方 式

(一) 占有周波数帯幅が一六kHz以下のもの

電波の型式	周波数	空中線電力	備考
F一D、F一F、 F二D、F二F、 F七D、F七F、 G一D、G一F、 G二D、G二F、	一、二二六・〇 一、二二五MHz以上 一、二二六・九 八七五MHz以下の 周波数であつ	一ワット以下	単 向 通 信 方 式、 単 信 方 式、 同 報 通 信 方 式、 複 信 方 式 又 は 半 複 信 方 式

電波の型式	周波数	空中線電力	備考
F D D 七 D 又は D 七 D D 二 D、D D 一 F、 D D 七 D 又は D 七 G G 一 D、G G 一 F、 G G 二 D、G G 二 F、 G G 七 D、G G 七 F、 D D 一 D、D D 一 F、 D D 二 D、D D 二 F、 D D 七 D 又は D 七	一、二一六MHz以 上、二一七MHz以 下の周波数で あつて、一、二 一六MHz及び一、 二二六MHzに五〇 kHzの整数倍を加 えたもの、並び にこれらの周波 数に三六MHzを加 えたもの。この	一ワット以下。 ただし、空中線 が無線設備の一 の筐体に収めら れていない場合 は、一六・三七 ミリワット以下 であること。	単向通信方式、 単信方式、同報 通信方式、複信 方式又は半複信 方式

(三) チャンネル間隔が五〇kHzのもの

F D D 七 D 又は D 七 D D 二 D、D D 一 F、 D D 七 D 又は D 七 G G 一 D、G G 一 F、 G G 二 D、G G 二 F、 G G 七 D、G G 七 F、 D D 一 D、D D 一 F、 D D 二 D、D D 二 F、 D D 七 D 又は D 七	て、一、二二六・ 〇二二五MHz及び 一、二一六・〇 二二五MHzに二五 kHzの整数倍を加 えたもの、並び にこれらの周波 数に三六MHzを加 えたもの。この 場合において、 一、二一六・〇 二二五MHz及び 一、二五二・〇 二五MHz並びに 一、二一六・五 二五MHz及び 一、二五二・五 二五MHzは、周 波数制御用チャ ネルとする。	は、一六・三七 ミリワット以下 であること。	
---	---	------------------------------	--

電波の型式	周波数	空中線電力	備考
F D D 七 D 又は D 七 D D 二 D、D D 一 F、 D D 七 D 又は D 七 G G 一 D、G G 一 F、 G G 二 D、G G 二 F、 G G 七 D、G G 七 F、 D D 一 D、D D 一 F、 D D 二 D、D D 二 F、 D D 七 D 又は D 七	一、二一六MHz以 上、二一七MHz以 下の周波数で あつて、一、二 一六MHz及び一、 二二六MHzに五〇 kHzの整数倍を加 えたもの、並び にこれらの周波 数に三六MHzを加 えたもの。ただ し、一、二二六・ 〇二二五MHz及び 一、二五二・〇 二五MHz並びに 一、二一六・五 二五MHz及び 一、二五二・五 二五MHzは、周 波数制御用チャ ネルとする。	一ワット以下	単向通信方式、 単信方式、同報 通信方式、複信 方式又は半複信 方式

(二) 占有周波数帯幅が三二kHz以下のもの

F D D 七 D 又は D 七 D D 二 D、D D 一 F、 D D 七 D 又は D 七 G G 一 D、G G 一 F、 G G 二 D、G G 二 F、 G G 七 D、G G 七 F、 D D 一 D、D D 一 F、 D D 二 D、D D 二 F、 D D 七 D 又は D 七	て、一、二二六・ 〇二二五MHz及び 一、二一六・〇 二二五MHzに二五 kHzの整数倍を加 えたもの、並び にこれらの周波 数に三六MHzを加 えたもの。ただ し、一、二二六・ 〇二二五MHz及び 一、二五二・〇 二五MHz並びに 一、二一六・五 二五MHz及び 一、二五二・五 二五MHzは、周 波数制御用チャ ネルとする。		
---	--	--	--

	場合において、 一、二二六MHz及び 二、二五二MHzは、 周波数制御用チャネルとする。		
--	---	--	--

二 医療用テレメーター用

1～5 (略)

三 (略)

四 国際輸送用データ伝送用

(略)

五・六 (略)

七 補聴援助用ラジオマイク用

1～3 (略)

八 無線電話用ラジオマイクに使用するものを除く。

- 1 1 チャンネル間隔が六・二五kHzのもの(四二三・七MHz以上四一四・一四三七五MHz以下又は四五四・〇五MHz以上四五四・一九三七五MHz以下の周波数の電波を使用するものを除く。)

電波の型式	周波数	空中線電力	備考
F1D、F1E、 F2D、F2E、 F3E、F7W、 G1D、G1E、 G2D、G2E、 G7E、G7W、	四二二・一九六 八七五MHz以上四 二二・二九六八 七五MHz以下の周 波数であつて、 四二二・一九六	〇・〇ワット 以下	単向通信方式、 単信方式又は同 報通信方式

	し、二、二二六MHz 及び二、二五二MHz は、周波数制 御用チャネルと する。		
--	--	--	--

二 医療用テレメーター(病院、診療所その他の医療機関又は研究機関において、生体信号の伝送を行うテレメーターをいう。)用

1～5 (略)

三 (略)

四 国際輸送用データ伝送(国際輸送用貨物(設備規則第四十九条の十四第五号イに規定するものをいう。)の管理の業務の用に供するものであつて、国際輸送用データ伝送設備(同号イに規定するものをいう。以下同じ。)及び国際輸送用データ制御設備(同号イに規定するものをいう。以下同じ。)との間又は国際輸送用データ伝送設備相互間のデータ伝送をいう。)用

(略)

五・六 (略)

七 補聴援助用ラジオマイク(聴覚障害者の補聴を援助するための音声その他の音響の伝送を行うラジオマイクをいう。)用

1～3 (略)

八 無線電話用ラジオマイクに使用するものを除く。

<p>D一D、D二E、 D二D、D三E、 D三E、D七E 又はD七W</p>	<p>八七五_{MHz}及び四 二二・一九六八 七五_{MHz}に六・二 五_{kHz}の整数倍を 加えたもの</p> <p>四二二・八〇九 三七五_{MHz}以上四 二二・九〇九三 七五_{MHz}以下の周 波数であつて、 四二二・八〇九 三七五_{MHz}及び四 二二・八〇九三 七五_{MHz}に六・二 五_{kHz}の整数倍を 加えたもの並び にこれらの周波 数に一八・四五 _{MHz}を加えたもの</p>	<p>下 〇・一ワット以</p>	<p>同報通信方式、 複信方式又は半 複信方式</p>
	<p>四二二・〇五三 一五_{MHz}以上四 二二・一九〇六 二五_{MHz}以下の周 波数であつて、 四二二・〇五三 一五_{MHz}及び四 二二・〇五三一 二五_{MHz}に六・二 五_{kHz}の整数倍を 加えたもの。こ の場合におい て、四二二・一 八四三七五_{MHz}及 び四二二・一九</p>	<p>下 〇・〇一ワット</p>	<p>単向通信方式、 単信方式又は同 報通信方式</p>

	<p>〇六二五MHzは、周波数制御用チャンネルとする。</p> <p>四二一・五七八MHz以上四二一・八〇三MHz以下の周波数であつて、四二一・五七八MHz及び四二一・五七八MHzに六・二五kHzの整数倍を加えたもの並びにこれらの周波数に一八・四五MHzを加えたもの。この場合において、四二一・七九六八七五MHz、四二一・八〇三二二五MHz、四四〇・二四六八七五MHz及び四四〇・二五三二二五MHzは、周波数制御用チャンネルとする。</p>		<p>回報通信方式、複信方式又は半複信方式</p>
--	--	--	---------------------------

2) チャンネル間隔が六・二五kHzのもの(四二三・七MHz以上四二四・一四三七五MHz以下又は四五四・〇五MHz以上四五四・一九三七五MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。)及びチャンネル間隔が一・五kHzのもの

E F二D又はF三	四二三・七MHz以上四一四・一四三七五MHz以下の周波数であつて、四二三・七MHz及び四一三・七MHzに六・二五kHzの整数倍を加えたもの並びに四五四・〇五MHz以上四五四・一九	〇・〇〇一ワット以下	同報通信方式、複信方式又は半複信方式		四〇・二五MHzは、周波数制御用チャンネルとする。この場合において、四二一・八MHz及び四二二・五MHzに二・五kHzの整数倍を加えたもの並びにこれらの周波数に一八・四五MHzを加えたもの。この場合において、四二一・八MHz及び四二二・五MHzに二・五kHzの整数倍を加えたもの並びにこれらの周波数に一八・四五MHzを加えたもの。		同報通信方式、複信方式又は半複信方式		二・一八七五MHzは、周波数制御用チャンネルとする。
--------------	---	------------	--------------------	--	---	--	--------------------	--	----------------------------

E F二D又はF三	四二三・七MHz以上四一四・一四三七五MHz以下の周波数であつて、四二三・七MHz及び四一三・七MHzに六・二五kHzの整数倍を加えたもの並びに四五四・〇五MHz以上四五四・一九	〇・〇〇一ワット以下	同報通信方式、複信方式又は半複信方式		四四〇・二五MHz及び四二二・八MHzは、周波数制御用チャンネルとする。ただし、四二二・八MHz及び四二二・五MHzに二・五kHzの整数倍を加えたもの並びにこれらの周波数に一八・四五MHzを加えたもの。		同報通信方式、複信方式又は半複信方式		MHzは、周波数制御用チャンネルとする。
--------------	---	------------	--------------------	--	---	--	--------------------	--	----------------------

	三七五MHz以下の周波数であつて、四五四・〇四五MHz及び四五四・〇五MHzの整数倍を加えたもの		
--	--	--	--

注(略)

九 音声アシスト用無線電話用

(略)

十 移動体識別用

1・2 (略)

十一 ミリ波レーダー用

(略)

十二 移動体検知センサー用

(略)

十三 人・動物検知通報システム用

1 占有周波数帯幅が五・八kHz以下のもの

周波数	空中線電力	備考
一四二・九三四三七五MHz以上一四二・九八四三七五MHz以下の周波数であつて、一四二・九三四三七五MHz及び一四	1ワット以下	単向通信方式、単信方式又は同報通信方式

	三七五MHz以下の周波数であつて、四五四・〇四五MHz及び四五四・〇五MHzの整数倍を加えたもの		
--	--	--	--

注(略)

九 音声アシスト用無線電話(視覚障害者の歩行を援助するための情報を、音声によつて伝送する無線電話をいう。)用

(略)

十 移動体識別(設備規則第二十四条第十五項に規定するものをいう。)用

1・2 (略)

十一 ミリ波レーダー(ミリメートル波帯の周波数の電波を使用するレーダーであつて、無線標定業務を行うものをいう。)用

(略)

十二 移動体検知センサー(主として移動する人又は物体の状況を把握するため、それに関する情報(対象物の存在、位置、動き、大きさ等)を高精度で取得するために使用するものであつて、無線標定業務を行うものをいう。)用

(略)

十三 動物検知通報システム(国内において主として動物の行動及び状態に関する情報の通報又は付随する制御をするための無線通信を行うものをいう。)用

周波数	空中線電力	備考
一四二・九四MHz 一四二・九五MHz 一四二・九六MHz 一四二・九七MHz 一四二・九八MHz	1ワット以下	単向通信方式、単信方式又は同報通信方式

二・九三四三七五MHzに六・二五kHzの整数倍を加えたもの並びにこれらの周波数に四MHzを加えたもの		
--	--	--

2) 占有周波数帯幅が五・八kHzを超え一一・六kHz以下のもの

周波数	空中線電力	備考
一四二・九三七五MHz以上一四二・九八二二五MHz以下の周波数であつて、一四二・九三七五MHz及び一四二・九三七五MHzに六・二五kHzの整数倍を加えたもの並びにこれらの周波数に四MHzを加えたもの	一ワット以下	単向通信方式、単信方式又は同報通信方式

3) 占有周波数帯幅が一・六kHzを超え一七・四kHz以下のもの

周波数	空中線電力	備考
一四二・九四〇六二五MHz以上一四二・九七八二二五MHz以下の周波数であつて、一四二・九四〇六二五MHz及び一四二・九四〇六二五MHzに六・二五kHzの整数倍を加えたもの	一ワット以下	単向通信方式、単信方式又は同報通信方式

附 則

- この告示の施行の際現に受けている一四二・九三MHzを超え一四二・九九MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の無線設備に係る法第三十八条の二の二第一項に規定する技術基準適合証明又は法第三十八条の二十四第一項に規定する工事設計認証（以下「技術基準適合証明等」という）は、この告示の施行後においても、なおその効力を有する。
- この告示による改正前の規定に適合する一四二・九三MHzを超え一四二・九九MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の無線設備につ

いては、この告示の施行の日から平成三十三年八月三十一日までの間に限り、この告示による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例により技術基準適合証明等を受けることができる。この場合において、当該技術基準適合証明等の効力については、前項の規定を準用する。

○平成元年郵政省告示第四十九号（特定小電力無線局の無線設備の一の筐体に収めることを要しない装置、送信時間制限装置及びキャリアセンスの技術的条件等を定める件）の一部を改正する告示案 新旧対照表

(下線部は改正部分)

改正案	現行																		
<p>一 (略)</p> <p>一 送信時間制限装置は、次の表の上欄に掲げる用途の区分に従い、電波を発射してから同表の中欄に掲げる送信時間以内にその発射を停止し、かつ、同表の下欄に掲げる送信休止時間を経過した後でなければその後の送信を行わないものであること。</p> <table border="1" data-bbox="190 571 1077 708"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>送信時間</th> <th>送信休止時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>人・動物検知通報システム用</td> <td>六〇秒 注 10</td> <td>一秒 注 10</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 1 ～ 9 (略)</p> <p>10 送信時間及び送信休止時間については、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。</p> <p>(1) 空中線電力が一〇ミリワット以下かつキャリアセンスを備えていない無線設備については、五秒間当たりの送信時間の総和は一秒以下であること。</p> <p>(2) 電波を発射してから連続する六〇秒以内の場合は、その発射を停止した後、送信休止時間を設けずに再送信することができるものとする。</p> <p>二 キャリアセンスは、次のとおりであること。</p> <p>1 1) <u>テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用(四〇〇MHz帯及び一、二〇〇MHz帯の周波数の電波を使用するものに限る。以下この号において同じ。)</u>、人・動物検知通報システム用、無線電話用並びに無線呼出用の無線設備にあつては、次のとおりであること。</p>	用途	送信時間	送信休止時間	(略)	(略)	(略)	人・動物検知通報システム用	六〇秒 注 10	一秒 注 10	<p>一 (略)</p> <p>一 送信時間制限装置は、次の表の上欄に掲げる用途の区分に従い、電波を発射してから同表の中欄に掲げる送信時間以内にその発射を停止し、かつ、同表の下欄に掲げる送信休止時間を経過した後でなければその後の送信を行わないものであること。</p> <table border="1" data-bbox="1153 571 2040 708"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>送信時間</th> <th>送信休止時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>動物検知通報システム用</td> <td>六〇〇秒 注 10</td> <td>一秒 注 10</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 1 ～ 9 (略)</p> <p>10 送信時間及び送信休止時間については、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。</p> <p>(1) 空中線電力が一〇ミリワット以下の無線設備については、五秒間当たりの送信時間の総和は一秒以下であること。</p> <p>(2) 電波を発射してから連続する六〇〇秒以内の場合は、その発射を停止した後、送信休止時間を設けずに再送信することができるものとする。</p> <p>二 キャリアセンスは、次のとおりであること。<u>ただし、用途が無線電話(空中線電力が一ミリワット以下のものに限る。)</u>のものについては、<u>通信方式が複信方式及び半複信方式であつても自局の送信周波数でキャリアセンスを行うことができる。</u></p> <p>1 1) <u>テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用(四〇〇MHz帯の周波数の電波を使用するものに限る。)</u>、動物検知通報システム用、無線電話用並びに無線呼出用の無線設備にあつては、絶対利得が二・一四デシベルの空中線に誘起する電圧が七マイクロボルト以</p>	用途	送信時間	送信休止時間	(略)	(略)	(略)	動物検知通報システム用	六〇〇秒 注 10	一秒 注 10
用途	送信時間	送信休止時間																	
(略)	(略)	(略)																	
人・動物検知通報システム用	六〇秒 注 10	一秒 注 10																	
用途	送信時間	送信休止時間																	
(略)	(略)	(略)																	
動物検知通報システム用	六〇〇秒 注 10	一秒 注 10																	

と。

(1) 受信入力電力の値が給電線入力点において(一)九六デシベル(一、二〇〇MHz帯の周波数の電波を使用するテレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用の無線設備にあつては、(二)一〇〇デシベル)(一ミリワットを〇デシベルとする。)以上の値となる他の無線局の電波を受信した場合、当該無線局の発射する電波と同一の周波数(複信方式及び半複信方式のものにあつては、受信周波数に対応する送信周波数)の電波の発射を行わないものであること。この場合において、テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用の無線設備(空中線電力が〇・〇一ワットを超えるものに限る。)にあつては、絶対利得が二・一四デシベルの空中線に〇・〇一ワットの空中線電力を加えた値を超過した値に達するまでの間、電波の発射を行わないものであること。

(2) キャリアセンスを行った後の最初の送信から前項の送信時間内において行う送信については、キャリアセンスを要しない。

(3) キャリアセンスに用いる空中線系は、送信に用いる空中線系であること。ただし、送信に用いる空中線系と同等以上の特性のものを用いる場合は、この限りでない。

(4) 人・動物検知通報システム用の無線設備にあつては、(1)から(3)までに規定するもののほか、二又は三の無線チャネルを同時に使用する場合は、その使用する全ての無線チャネルについてキャリアセンスを行うものであること。

(5) 無線電話用の無線設備(空中線電力が一ミリワット以下のものに限る。)であつて、通信方式が複信方式及び半複信方式のものにあつては、自局の送信周波数でキャリアセンスを行うことができる。

2 (略)

上の他の無線局の電波を受信した場合、当該無線局の発射する電波と同一の周波数(複信方式及び半複信方式のものにあつては、受信周波数に対応する送信周波数)の電波の発射を行わないものであること。この場合において、テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用の無線設備(四〇〇MHz帯の周波数の電波を使用し、空中線電力が〇・〇一ワットを超えるものに限る。)にあつては、絶対利得が二・一四デシベルの空中線に〇・〇一ワットの空中線電力を加えた値を超過した分に相当する電圧に達するまでの間、電波の発射を行わないものであること。

2 (略)

3 データ伝送用(一、二〇〇MHz帯の周波数の電波を使用するものに限る。)の無線設備にあつては、絶対利得が二・一四デシベルの空中線に誘起する電圧が四・四七マイクロボルト以上の他の無線局の電波を受信した場合、当該無線局の発射する電波と同一の周波数(複信方式及び半複信方式のものにあつては、受信周波数に対応する送信周

3・4 (略)

四 送信時間制限装置の備付けを要しない無線設備は、次のとおりとする。

1 テレメータ用、テレコントロール用及びデータ伝送用

(1) 四二九・二四六八七五MHz以上四二九・七三七七五MHz以下、一、二二六・〇三二二五MHz以上一、二二六・五MHz以下又は一、二五二・〇三二二五MHz以上一、二五二・五MHz以下の周波数の電波を使用するもの

(2) 四二九・八一五六二五MHz以上四二九・九一五六二五MHz以下、四四九・七一五六二五MHz以上四四九・八一五六二五MHz以下、四四九・八四〇六二五MHz以上四四九・八七八二二五MHz以下又は四六九・四四〇六二五MHz以上四六九・四七八二二五MHz以下の周波数の電波を使用するものうち、チャンネル間隔が六・二五kHzかつ空中線電力が一ミリワット以下のもの

(3) 一、二二六・五三二二五MHz以上一、二二七MHz以下又は一、二五二・五三二二五MHz以上一、二五三MHz以下の周波数の電波を使用するものうち、等価等方輻射電力が絶対利得二・一四デシベルの送信空中線に〇・〇〇一ワットの空中線電力を加えたときの値以下のもの 2～6 (略)

2～6 (略)

五 キャリアセンスの備付けを要しない無線設備は、次のとおりとする。

1～5 (略)

6 人・動物検知通報システム用の無線設備のうち、その空中線電力が一〇ミリワット以下であるもの

六 設備規則第四十九条の十四第一号のへ条件を適用しない送信装置の技術的条件は、次のとおりとする。

1～5 (略)

波数)の電波の発射を行わないものであること。この場合において、空中線電力が〇・〇一ワットを超えるものにあつては、絶対利得が二・一四デシベルの空中線に〇・〇一ワットの空中線電力を加えた値を超過した分に相当する電圧に達するまでの間、電波の発射を行わないものであること。

4・5 (略)

四 送信時間制限装置の備付けを要しない無線設備は、次のとおりとする。

1 テレメータ用、テレコントロール用及びデータ伝送用の無線設備のうち、

四二九・二五MHz以上四二九・七三七七五MHz以下、一、二二六・〇三七五MHz以上一、二二六・五MHz以下及び一、二五二・〇三七五MHz以上一、二五二・五MHz以下の周波数の電波を使用するもの又は一、二二六・五三七七五MHz以上一、二二七MHz以下及び一、二五二・五三七五MHz以上一、二五三MHz以下の周波数の電波を使用するものうち、等価等方輻射電力が絶対利得二・一四デシベルの送信空中線に〇・〇〇一ワットの空中線電力を加えたときの値以下のもの

2～6 (略)

五 キャリアセンスの備付けを要しない無線設備は、次のとおりとする。

1～5 (略)

6 動物検知通報システム用の無線設備のうち、その空中線電力が一〇ミリワット以下であるもの

六 設備規則第四十九条の十四第一号のへ条件を適用しない送信装置の技術的条件は、次のとおりとする。

1～5 (略)

6| テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用の送信装置であつて、四〇〇kHz帯又は一、二〇〇kHz帯の周波数の電波を使用するものにあつては、次のとおりであること。

(一) チャンネル間隔が二五kHzのもの

変調信号の速度と同じ送信速度の標準符号化試験信号により変調した場合において、搬送波の周波数から二五kHz離れた周波数(±)八kHzの帯域内に輻射される電力が搬送波電力より四〇デシベル以上低いこと。

(二) チャンネル間隔が五〇kHzのもの

変調信号の速度と同じ送信速度の標準符号化試験信号により変調した場合において、搬送波の周波数から五〇kHz離れた周波数(±)一六kHzの帯域内に輻射される電力が搬送波電力より四〇デシベル以上低いこと。

7| (略)

8| 無線電話用の送信装置であつて、四一三・七MHz以上四一四・一四三七五MHz以下又は四五四・〇五MHz以上四五四・一九三七五MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては、搬送波の周波数から一・五kHz離れた周波数の(±)四・二五kHzの帯域内に輻射される電力が搬送波電力より四〇デシベル以上低いこと。

七| 設備規則第四十九条の十四第二号のホの人・動物検知通報システムの隣接チャンネル漏えい電力は、次のとおりとする。

1| 隣接チャンネル漏えい電力は、次の表の上欄に掲げる占有周波数帯幅の区分に従い、同表の下欄に掲げる周波数の(±)二kHzの帯域内に輻射される電力が搬送波電力より四〇デシベル以上低いこと。

6| テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用の送信装置で四〇〇kHz帯の周波数の電波を使用するもの(発射する電波の占有周波数帯幅が八・五kHz以下のものを除く。)にあつては、搬送波の周波数から二五kHz離れた周波数の(±)八kHzの帯域内に輻射される電力が搬送波電力より四〇デシベル以上低いこと。

7| (略)

8| テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用の送信装置で一、二〇〇kHz帯の周波数の電波を使用するものの技術的条件は、次のとおりであること。

(一) チャンネル間隔が二五kHzのもの

変調信号の速度と同じ送信速度の標準符号化試験信号により変調した場合において、搬送波の周波数から二五kHz離れた周波数(±)八kHzの帯域内に輻射される電力が搬送波電力より四〇デシベル以上低いこと。

(二) チャンネル間隔が五〇kHzのもの

変調信号の速度と同じ送信速度の標準符号化試験信号により変調した場合において、搬送波の周波数から五〇kHz離れた周波数(±)一六kHzの帯域内に輻射される電力が搬送波電力より四〇デシベル以上低いこと。

占有周波数帯幅	周波数
五・八kHz以下	搬送波の周波数から六・二五kHz離れた周波数
五・八kHzを超え一・六kHz以下	搬送波の周波数から九・三七五kHz離れた周波数
一一・六kHzを超え一七・四kHz以下	搬送波の周波数から一二・五kHz離れた周波数

2) 前号の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる中心周波数を使用する場合にあつては、同表の上欄の区分に従い、同表の中欄に掲げる帯域内隣接チャネルの周波数の(土)二kHzの帯域内に輻射される電力が搬送波電力より四〇デシベル以上低い値であり、かつ、同表の下欄に掲げる帯域外隣接チャネルの周波数の(土)八kHzの帯域内に輻射される電力(絶対利得が〇デシベル以下の送信空中線を使用する無線設備にあつては、等価等方輻射電力)が一マイクロワット以下であること。

中心周波数	帯域内隣接チャネルの周波数	帯域外隣接チャネルの周波数
一四二・九三四三 七五MHz	搬送波の周波数から六・二五kHz高い周波数	一四二・九二二MHz
一四二・九三七五MHz	搬送波の周波数から九・三七五kHz高い周波数	
一四二・九四〇六 二五MHz(占有周波数帯幅が一・六kHzを超えるものに限る。)	搬送波の周波数から一二・五kHz高い周波数	
一四二・九七八一 二五MHz(占有周波数帯幅が一・六kHzを超えるものに限る。)	搬送波の周波数から一二・五kHz低い周波数	一四三MHz

数帯幅が二・六kHzを超えるものに限る。)	数	
一四二・九八二五MHz	搬送波の周波数から九・三七五kHz低い周波数	
一四二・九八四七五MHz	搬送波の周波数から六・二五kHz低い周波数	
一四六・九三四七五MHz	搬送波の周波数から六・二五kHz高い周波数	一四六・九二MHz
一四六・九三七五MHz	搬送波の周波数から九・三七五kHz高い周波数	
一四六・九八二五MHz	搬送波の周波数から九・三七五kHz低い周波数	一四七MHz
一四六・九八四七五MHz	搬送波の周波数から六・二五kHz低い周波数	

3 前二号の規定にかかわらず、空中線電力が一〇ミリワット以下の場合にあつては、第一号の表の上欄に掲げる占有周波数帯幅の区分に従い、同表の下欄に掲げる周波数の(土)二kHzの帯域内に輻射される電力(絶対利得が〇デシベル以下の送信空中線を使用する無線設備にあつては、等価等方輻射電力)が一マイクロワット以下であること。

附 則

- 1 この告示の施行の際現に受けている一四二・九二MHzを超え一四二・九九MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の無線設備に係る法

~~第三十八条の二の二第二項に規定する技術基準適合証明又は法第三十八条の二十四第二項に規定する工事設計認証（以下「技術基準適合証明等」という。）は、この告示の施行後においても、なおその効力を有する。~~

- 2) ~~この告示による改正前の規定に適合する一四二・九三MHzを超え一四二・九九MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の無線設備については、この告示の施行の日から平成三十三年八月三十一日までの間に限り、この告示による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例により技術基準適合証明等を受けることができる。この場合において、当該技術基準適合証明等の効力については、前項の規定を準用する。~~

○平成六年郵政省告示第七十二号(端末設備であつて電波を使用するものうち、利用者からの接続の請求を拒めないものを定める件)の一部を改正する告示案 新旧対照表

(下線部は改正部分)

改正案	現行
<p>一 端末設備を構成する一の部分と他の部分相互間において電波を使用する端末設備</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 電波法第四条第一項第三号に規定する無線局であつて、電波法施行規則第六条第四項第二号に規定する特定小電力無線局の無線設備のうち、テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用のもの(キャリアセンスの備付けを要しないものを除く。)、体内植込型医療用データ伝送用のもの(体内無線制御設備に限る。)<u>及び人・動物検知通報システム用のものを使用する端末設備</u></p> <p>4～9 (略)</p> <p>二 (略)</p>	<p>一 端末設備を構成する一の部分と他の部分相互間において電波を使用する端末設備</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 電波法第四条第一項第三号に規定する無線局であつて、電波法施行規則第六条第四項第二号に規定する特定小電力無線局の無線設備のうち、平成元年郵政省告示第四十二号(特定小電力無線局の電波の型式及び周波数並びに空中線電力を定める件)に規定するテレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用のもの(キャリアセンスの備付けを要しないものを除く。)、体内植込型医療用データ伝送用のもの(体内無線制御設備に限る。)<u>及び動物検知通報システム用のものを使用する端末設備</u></p> <p>4～9 (略)</p> <p>二 (略)</p>

○平成六年郵政省告示第四百二十四号（端末設備等規則の規定に基づく識別符号の条件等を定める件）の一部を改正する告示案 新旧対照表

（下線部は改正部分）

改正案		現行	
<p>一 識別符号の符号長は、次の表の上欄に掲げる使用する無線設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる条件によるものとする。</p>		<p>一 識別符号の符号長は、次の表の上欄に掲げる使用する無線設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる条件によるものとする。</p>	
使用する無線設備の区別	識別符号の符号長	使用する無線設備の区別	識別符号の符号長
一・二 (略)	(略)	一・二 (略)	(略)
<p>三 電波法第四条第一項第三号に規定する無線局であつて、電波法施行規則第六条第四項第二号に規定する特定小電力無線局（以下「特定小電力無線局」という。）の無線設備のうち、テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用のもの（キャリアセンスの備付けを要しないものを除く。以下「テレメーター用等の特定小電力無線局の無線設備」という。）</p>	四八ビット以上	<p>三 電波法第四条第一項第三号に規定する無線局であつて、電波法施行規則第六条第四項第二号に規定する特定小電力無線局（以下「特定小電力無線局」という。）の無線設備のうち、<u>平成元年郵政省告示第四十二号（特定小電力無線局の電波の型式及び周波数並びに空中線電力を定める件）</u>に規定するテレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用のもの（キャリアセンスの備付けを要しないものを除く。以下「テレメーター用等の特定小電力無線局の無線設備」という。）</p>	四八ビット以上
<p>四 特定小電力無線局のうち、体内植込型医療用データ伝送用（以下「体内植込型医療用データ伝送用」という。）の体外無線制御設備</p>	二四ビット以上	<p>四 特定小電力無線局のうち、<u>平成元年郵政省告示第四十二号</u>に規定する体内植込型医療用データ伝送用（以下「体内植込型医療用データ伝送用」という。）の体外無線制御設備</p>	二四ビット以上
五 削除		五 削除	

六 特定小電力無線局の無線設備のうち、人・動物検知通報システム用のもの(以下「人・動物検知通報システム用の特定小電力無線局」という。)の無線設備	四八ビット以上
七十三 (略)	(略)

一 使用する電波の周波数が空き状態であるとの判定は、次の表の上欄に掲げる使用する無線設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる方法によるものとする。

使用する無線設備の区別	使用する電波の周波数が空き状態であるとの判定の方法
一・二 (略)	(略)
三 テレメーター用等の特定小電力無線局の無線設備	(1) テレメーター用等の特定小電力無線局の無線設備(四〇〇MHz帯の周波数の電波を使用するものに限る。)を使用するものにあつては、受信機入力電力が(一)九六デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の場合に判定を行う。 (2)・(3) (略) (4) データ伝送用の特定小電力無線局の無線設備(二、二〇〇MHz帯の周波数の電波を使用するものに限る。)を使用するものにあつては、受信機入力電力が(一)一〇〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の場合に判定を行う。
四 (略)	(略)

六 特定小電力無線局の無線設備のうち、平成元年郵政省告示第四十二号に規定する動物検知通報システム用のもの(以下「動物検知通報システム用の特定小電力無線局」という。)の無線設備	四八ビット以上
七十三 (略)	(略)

一 使用する電波の周波数が空き状態であるとの判定は、次の表の上欄に掲げる使用する無線設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる方法によるものとする。

使用する無線設備の区別	使用する電波の周波数が空き状態であるとの判定の方法
一・二 (略)	(略)
三 テレメーター用等の特定小電力無線局の無線設備	(1) テレメーター用等の特定小電力無線局の無線設備(四〇〇MHz帯の周波数の電波を使用するものに限る。)を使用するものにあつては、受信機入力電圧が七マイクロボルト以下の場合に判定を行う。 (2)・(3) (略) (4) データ伝送用の特定小電力無線局の無線設備(二、二〇〇MHz帯の周波数の電波を使用するものに限る。)を使用するものにあつては、受信機入力電圧が四・四七マイクロボルト以下の場合に判定を行う。
四 (略)	(略)

五 人・動物検知通報システム用の特定小電力無線局の無線設備	受信機入力電力が(一)九六デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の場合に判定を行う。
六～十一 (略)	(略)

二 使用する電波の周波数の空き状態の判定の機能を要しない端末設備又は自営電気通信設備(以下「端末設備等」という。)は、次のとおりとする。

1 (略)

2 人・動物検知通報システム用の特定小電力無線局の無線設備(空中線電力が一〇ミリワット以下のものに限る。)を使用する端末設備等

3～5 (略)

四 (略)

五 端末設備等規則第三十六条の規定により同令第九条の規定を準用する自営電気通信設備は、次のとおりとする。

1～4 (略)

5 人・動物検知通報システム用の特定小電力無線局の無線設備を使用する自営電気通信設備

6～12 (略)

五 動物検知通報システム用の特定小電力無線局の無線設備	受信機入力電圧が七マイクロボルト以下の場合に判定を行う。
六～十一 (略)	(略)

二 使用する電波の周波数の空き状態の判定の機能を要しない端末設備又は自営電気通信設備(以下「端末設備等」という。)は、次のとおりとする。

1 (略)

2 動物検知通報システム用の特定小電力無線局の無線設備(空中線電力が一〇ミリワット以下のものに限る。)を使用する端末設備等

3～5 (略)

四 (略)

五 端末設備等規則第三十六条の規定により同令第九条の規定を準用する自営電気通信設備は、次のとおりとする。

1～4 (略)

5 動物検知通報システム用の特定小電力無線局の無線設備を使用する自営電気通信設備

6～12 (略)

○平成十二年郵政省告示第三百十四号（無線設備規則第四十九条の十四第一号ハのただし書の規定により、同号ハ本文の規定を適用しない無線設備及びその送信空中線の技術的条件を定める件）の一部を改正する告示案 新旧対照表

(下線部は改正部分)

改正案	現行
<p>一 無線設備規則第四十九条の十四第一号ハ本文の規定を適用しない無線設備は、次のとおりとする。</p> <p>七〇MHz帯、四〇〇MHz帯及び一、二〇〇MHz帯の周波数の電波を使用する無線設備であつて、次に掲げる用途のもの</p> <p>1 テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 音声アシスト用無線電話用</p> <p>二 前項第一号の送信空中線の技術的条件は、次のとおりとする。</p> <p>送信空中線は、絶対利得二・一四デシベル以下であること。ただし、等価等方輻射電力が次に掲げる値以上となる場合はその超えた分を送信空中線の利得で減ずるものとし、当該値以下となる場合はその低下分を送信空中線の利得で補うことができるものとする。</p> <p>1 四〇〇MHz帯の周波数の電波を使用するもの（次号に掲げるものを除く。）</p> <p>一・九三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）</p> <p>2 四〇〇MHz帯の周波数の電波を使用するもの（四二六・〇二五MHz以上四二六・一三七五MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）</p> <p>一・九三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）</p> <p>3 一、二〇〇MHz帯の周波数の電波を使用するもの</p> <p>一三・九デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）</p> <p>三 第二項第二号及び第三号の送信空中線の技術的条件は、次のとおりとする。</p> <p>等価等方輻射電力が絶対利得二・一四デシベルの送信空中線に〇・〇</p>	<p>一 無線設備規則第四十九条の十四第一号ハ本文の規定を適用しない無線設備は、次のとおりとする。</p> <p>七〇MHz帯、四〇〇MHz帯及び一、二〇〇MHz帯の周波数の電波を使用する無線設備であつて、次に掲げる用途のもの</p> <p>1 テレメーター用、テレコントロール（電波を利用して遠隔地点における装置の機能を始動、変更又は終止させることを目的とする信号の伝送をいう。）用及びデータ伝送（主に符号によつて処理される、又は処理された情報の伝送交換をいう。）用</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 音声アシスト用無線電話（視覚障害者の歩行を援助するための情報を、音声によつて伝送する無線電話をいう。）用</p> <p>二 前項第一号の送信空中線の技術的条件は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 等価等方輻射電力が絶対利得二・一四デシベルの送信空中線に〇・〇ワット（四二六・〇二五MHz以上四二六・一三七五MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては、〇・〇〇ワット）の空中線電力を加えたときの値以上となる場合はその超えた分を送信空中線の利得で減ずるものとし、当該値以下となる場合はその低下分を送信空中線の利得で補うことができるものとする。</p> <p>(2) 送信空中線が一の筐体に収められていない場合にあつては、その送信空中線の絶対利得は〇デシベル以上であり、かつ、等価等方輻射電力が絶対利得二・一四デシベルの送信空中線に〇・〇ワットの空中線電力を加えたときの値以下であること。</p> <p>三 第二項第二号及び第三号の送信空中線の技術的条件は、次のとおりとする。</p> <p>等価等方輻射電力が絶対利得二・一四デシベルの送信空中線に〇・〇</p>

一ワット(四二三・七MHz以上四二四・一四三七五MHz以下及び四五四・〇五MHz以上四五四・一九三七五MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては〇・〇〇一ワット、四二二・八〇九三七五MHz以上四二二・九〇九三七五MHz以下又は四四〇・二五九三七五MHz以上四四〇・三五九三七五MHz以下の周波数の電波を使用するものであつて、チャンネル間隔が六・二五kHz以下のものにあつては〇・一ワット)の空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を送信空中線の利得で補うことができるものとする。

四 (略)

一ワット(四二三・七MHz以上四二四・一四三七五MHz以下及び四五四・〇五MHz以上四五四・一九三七五MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては〇・〇〇一ワット)の空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を送信空中線の利得で補うことができるものとする。

四 (略)

附 則

- 1 この告示の施行の際現に受けている一四二・九三MHzを超え一四二・九九MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の無線設備に係る法第三十八条の二の二第一項に規定する技術基準適合証明又は法第三十八条の二十四第一項に規定する工事設計認証(以下「技術基準適合証明等」という)は、この告示の施行後においても、なおその効力を有する。
- 2 この告示による改正前の規定に適合する一四二・九三MHzを超え一四二・九九MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の無線設備については、この告示の施行の日から平成三十三年八月三十一日までの間に限り、この告示による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例により技術基準適合証明等を受けることができる。この場合において、当該技術基準適合証明等の効力については、前項の規定を準用する。

○平成十八年郵政省告示第六百五十九号（別に定める特定小電力無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値を定める件）の一部を改正する告示案 新旧対照表
 （下線部は改正部分）

改正案		現行	
特定小電力無線局の無線設備	占有周波数帯幅の許容値	特定小電力無線局の無線設備	占有周波数帯幅の許容値
一～三 (略)	(略)	一～三 (略)	(略)
三の二 142.93MHz を超え 142.99MHz 以下 <u>又は 146.93MHz</u> <u>を超え 146.99MHz 以下</u> の周波数 の電波を使用する無線設備 1 <u>告示第 42 号第 13 項第 2 号の</u> <u>もの</u> 2 <u>告示第 42 号第 13 項第 3 号の</u> <u>もの</u>	11.6kHz 17.4kHz	三の二 142.93MHz を超え 142.99MHz 以下の周波数の電波 を使用する無線設備	16kHz
三の三 169.39MHz を超え 169.81MHz 以下の周波数の電波 を使用する無線設備 1 告示第 42 号第 7 項第 2 号のも の 2 告示第 42 号第 7 項第 3 号のも の	30kHz 80kHz	三の三 169.39MHz を超え 169.81MHz 以下の周波数の電波 を使用する無線設備 1 告示第 42 号第 7 項第 2 号のも の 2 告示第 42 号第 7 項第 3 号のも の	30kHz 80kHz
四～六の二 (略)	(略)	四～六の二 (略)	(略)
七 420MHz を超え 430MHz 以下又は 440MHz を超え 450MHz 以下の周波 数の電波を使用する医療用テレ メーター用の無線設備 1 告示第 42 号第 2 項第 2 号のも の 2 告示第 42 号第 2 項第 3 号のも の 3 告示第 42 号第 2 項第 4 号のも の	16kHz 32kHz 64kHz	七 420MHz を超え 430MHz 以下又は 440MHz を超え 450MHz 以下の周波 数の電波を使用する医療用テレ メーター用の無線設備 1 告示第 42 号第 2 項第 2 号のも の 2 告示第 42 号第 2 項第 3 号のも の 3 告示第 42 号第 2 項第 4 号のも の	16kHz 32kHz 64kHz

4 告示第42号第2項第5号のもの	320kHz	4 告示第42号第2項第5号のもの	320kHz
八 426MHzを超え427MHz以下の周波数の電波を使用するテレメータ用、 <u>テレコントロール用</u> 及び <u>データ伝送用</u> の無線設備であって、告示第42号第1項第2号(三)のもの	16kHz	八 426MHzを超え427MHz以下の周波数の電波を使用するテレメータ用及び <u>テレコントロール用</u> の無線設備であって、 <u>告示第42号第1項第2号(二)</u> のもの	16kHz
九 433.67MHzを超え434.17MHz以下の周波数の電波を使用する国際輸送用データ伝送用の無線設備 1・2 (略)	(略)	九 433.67MHzを超え434.17MHz以下の周波数の電波を使用する国際輸送用データ伝送用の無線設備 1・2 (略)	(略)
十～十二 (略)	(略)	十～十二 (略)	(略)
十三 1,216MHz以上1,217MHz以下又は1,252MHz以上1,253MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備 1 <u>告示第42号第1項第5号(二)</u> のもの 2 <u>告示第42号第1項第5号(三)</u> のもの	16kHz 32kHz	十三 1,216MHz以上1,217MHz以下又は1,252MHz以上1,253MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備 1 <u>告示第42号第1項第5号(一)</u> のもの 2 <u>告示第42号第1項第5号(二)</u> のもの	16kHz 32kHz
十四～十六 (略)	(略)	十四～十六 (略)	(略)
十七 60GHzを超え61GHz以下の周波数の電波を使用する無線設備	500MHz	十七 <u>57GHzを超え66GHz以下の周波数の電波を使用するミリ波画像伝送用又はミリ波データ伝送用の無線設備</u>	<u>2.5GHz</u>
十八 76GHzを超え77GHz以下の	1GHz	十八 60GHzを超え61GHz以下の周波数の電波を使用する無線設備	500MHz
		十九 76GHzを超え77GHz以下の	1GHz

周波数の電波を使用する無線設備	
十九 78GHz を超え 81GHz 以下の周波数の電波を使用する無線設備	3GHz
注 (略)	

周波数の電波を使用する無線設備	
二十 78GHz を超え 81GHz 以下の周波数の電波を使用する無線設備	3GHz
注 (略)	

附 則

- 1 この告示の施行の際現に受けている一四二・九三^{MHz}を超え一四二・九九^{MHz}以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の無線設備に係る法第三十八条の二の二第一項に規定する技術基準適合証明又は法第三十八条の二十四第一項に規定する工事設計認証（以下「技術基準適合証明等」という。）は、この告示の施行後においても、なおその効力を有する。
- 2 この告示による改正前の規定に適合する一四二・九三^{MHz}を超え一四二・九九^{MHz}以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の無線設備については、この告示の施行の日から平成三十三年八月三十一日までの間に限り、この告示による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例により技術基準適合証明等を受けることができる。この場合において、当該技術基準適合証明等の効力については、前項の規定を準用する。

○平成十九年郵政省告示第三百六十八号（別に定める特定小電力無線局の送信設備の不要発射の強度の許容値を定める件）の一部を改正する告示案 新旧対照表
 （下線部は改正部分）

改正案			現行		
一（三）略 四 一四二・九三MHzを超え一四二・九九MHz以下又は一四六・九三MHzを超え一四六・九九MHz以下の周波数の電波を使用する無線局の無線設備			一（三）略 四 一四二・九三MHzを超え一四二・九九MHz以下の周波数の電波を使用する無線局の無線設備		
帯域外領域及びスプリアス領域の境界の周波数	帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値	スプリアス領域における不要発射の強度の許容値	帯域外領域及びスプリアス領域の境界の周波数	帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値	スプリアス領域における不要発射の強度の許容値
搬送波から（土）六二・五kHz	二・五マイクロワット以下又は基本周波数の平均電力より四〇デシベル低い値。ただし、送信空中線の絶対利得が〇デシベル以下の場合にあつては、等価等方輻射電力で二・五マイクロワット以下又は基本周波数の平均電力より四〇デシベル低い値とすることができる。	二・五マイクロワット以下又は基本周波数の搬送波電力より四三デシベル低い値とすることができる。	搬送波から（土）六二・五kHz	二・五マイクロワット以下又は基本周波数の平均電力より四〇デシベル低い値。ただし、送信空中線の絶対利得が〇デシベル以下の場合にあつては、等価等方輻射電力で二・五マイクロワット以下又は基本周波数の平均電力より四〇デシベル低い値	二・五マイクロワット以下又は基本周波数の搬送波電力より四三デシベル低い値
注 不要発射の強度の許容値における参照帯域幅は、第一項の注の表を適用する。			注 不要発射の強度の許容値における参照帯域幅は、第一項の注の表を適用する。		

○平成二十四年郵政省告示第四百一十二号（別に定める特定小電力無線局の無線設備及び周波数の許容偏差を定める件）の一部を改正する告示案 新旧対照表
 (下線部は改正部分)

改正案		現行	
次の表の左欄に掲げる特定小電力無線局の無線設備の周波数の許容偏差は、それぞれ同表右欄のとおりとする。		次の表の左欄に掲げる特定小電力無線局の無線設備の周波数の許容偏差は、それぞれ同表右欄のとおりとする。	
特定小電力無線局の無線設備	周波数の許容偏差	特定小電力無線局の無線設備	周波数の許容偏差
一 <u>142.93MHz を超え142.99MHz 以下又は146.93MHz を超え146.99MHz 以下の周波数の電波を使用する無線設備であって、等価等方輻射電力が1mW 以下のもの</u>	12(10 ⁻⁶)	一 <u>142.93MHz を超え142.99MHz 以下の周波数の電波を使用する無線設備</u>	12(10 ⁻⁶)
二～五 (略)	(略)	二～五 (略)	(略)
六 <u>413.7MHz 以上414.14375MHz 以下又は454.05MHz 以上454.19375MHz 以下の周波数の電波を使用する無線電話用の無線設備</u>	<u>4(10⁻⁶)</u>		
七 <u>426.0375MHz を超え426.1125MHz 以下の周波数の電波を使用する無線設備であって、告示第42号第1項第2号(三)のものうち、占有周波数帯幅が12kHz 以下のもの</u>	10(10 ⁻⁶)	六 <u>426.0375MHz を超え426.1125MHz 以下の周波数の電波を使用する無線設備であって、告示第42号第1項第2号(二)のものうち、占有周波数帯幅が12kHz 以下のもの</u>	10(10 ⁻⁶)
八・九 (略)	(略)	七・八 (略)	(略)
十 <u>1,216MHz を超え1,217MHz 以下又は1,252MHz を超え1,253MHz 以下の周波数の電波を使用する無線設備であって、告示第42号第1項第5号(二)のもの</u>	3(10 ⁻⁶)	九 <u>1,216MHz を超え1,217MHz 以下又は1,252MHz を超え1,253MHz 以下の周波数の電波を使用する無線設備であって、告示第42号第1項第5号(一)のもの</u>	3(10 ⁻⁶)

附 則

- 1| この告示の施行の際現に受けている一四二・九三MHzを超え一四二・九九MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の無線設備に係る法第三十八条の二の二第二項に規定する技術基準適合証明又は法第三十八条の二十四第二項に規定する工事設計認証（以下「技術基準適合証明等」という。）は、この告示の施行後においても、なおその効力を有する。
- 2| この告示による改正前の規定に適合する一四二・九三MHzを超え一四二・九九MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の無線設備については、この告示の施行の日から平成三十三年八月三十一日までの間に限り、この告示による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例により技術基準適合証明等を受けることができる。この場合において、当該技術基準適合証明等の効力については、前項の規定を準用する。

○平成24年総務省告示第471号（周波数割当計画）の一部を改正する告示案 新旧対照表

改正案					現行				
第1 総則 (略)					第1 総則 (略)				
第2 周波数割当表					第2 周波数割当表				
1～7 (略)					1～7 (略)				
第1表 (略)					第1表 (略)				
第2表 27.5MHz—10000MHz					第2表 27.5MHz—10000MHz				
(略)	国内分配(MHz) (4)		無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件(6)	(略)	国内分配(MHz) (4)		無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件(6)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	72.215—72.74 5	固定 移動	公共業務用 一般業務用		(略)	72.215—72.78 5	固定 移動	公共業務用 一般業務用	
	72.745—72.87 5	移動	小電力業務用	ラジコン用発振器用とし、割当ては別表8—1による。		72.785—72.87 5	移動	小電力業務用	ラジコン用発振器用とし、割当ては別表8—1による。
	72.875—73	固定 移動	公共業務用 一般業務用			72.875—73	固定 移動	公共業務用 一般業務用	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	142—144 J51	移動	小電力業務用	人・動物検知通報システム用とし、割当ては別表9—13による。	(略)	142—144 J51	移動	小電力業務用	動物検知通報システム用とし、割当ては別表9—13による。
		(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)
(略)	146—148 J51	移動	小電力業務用	人・動物検知通報システム用とし、割当ては別表9—13による。	(略)	146—148 J51	陸上移動	公共業務用 放送事業用 一般業務用	二周波方式による使用は、142—144MHz帯と対とする。 公共業務用又は一般業務用での使用のうち、消防用の無線局による使用は、平成28年5月31日までに限る。
		陸上移動	公共業務用 放送事業用 一般業務用	二周波方式による使用は、142—144MHz帯と対とする。 公共業務用又は一般業務用での使用のうち、消防用の無線局による使用は、平成28年5月31日までに限る。					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(略)	2483.5-2500 J37 J144	移動	公共業務用 小電力業務用 <u>一般業務用</u>	公共業務用のうち、 <u>道</u> <u>路交通情報通信(VICS)</u> <u>用への割当ては、</u> 2499.7MHzに限る。 小電力業務用での使用 は小電力データ通信シ ステム用とし、割当て は別表 8-5 による。
		移動衛星(宇宙か ら地球)	電気通信業務 用 公共業務用	
		無線測位衛星(宇 宙から地球) J143	公共業務用 一般業務用	
		無線標定	公共業務用	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(略)	2483.5-2500 J37 J144	移動	公共業務用 小電力業務用	公共業務用での使用は 道路交通情報通信 (VICS)用とし、割当 ては 2499.7MHz に限 る。 小電力業務用での使用 は小電力データ通信シ ステム用とし、割当て は別表 8-5 による。
		移動衛星(宇宙か ら地球)	電気通信業務 用 公共業務用	
		無線測位衛星(宇 宙から地球) J143	公共業務用 一般業務用	
		無線標定	公共業務用	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

第3表 (略)

第3表 (略)

別表 1—1～別表 7—7 (略)

別表 1—1～別表 7—7 (略)

別表 8—1 ラジコン用発振器及びラジオマイクの周波数表

別表 8—1 ラジコン用発振器及びラジオマイクの周波数表

1 ラジコン用発信器及びラジオマイクの周波数表

1 ラジコン用発信器及びラジオマイクの周波数表

27.12MHz 40.68MHz

27.12MHz 40.68MHz

2 ラジコン用発振器の周波数表

2 ラジコン用発振器の周波数表

40.61MHz 40.63MHz 40.65MHz 40.67MHz 40.69MHz 40.71MHz 40.73MHz 40.75MHz
40.77MHz 40.79MHz 40.81MHz 40.83MHz 40.85MHz
72.13MHz 72.15MHz 72.17MHz 72.19MHz 72.21MHz 72.75MHz 72.76MHz 72.77MHz
72.79MHz 72.81MHz 72.83MHz 72.85MHz 72.87MHz 73.22MHz 73.23MHz 73.24MHz
73.25 MHz 73.26MHz 73.27MHz 73.28MHz 73.29MHz 73.30MHz 73.31MHz 73.32MHz

40.61MHz 40.63MHz 40.65MHz 40.67MHz 40.69MHz 40.71MHz 40.73MHz 40.75MHz
40.77MHz 40.79MHz 40.81MHz 40.83MHz 40.85MHz
72.13MHz 72.15MHz 72.17MHz 72.19MHz 72.21MHz
72.79MHz 72.81MHz 72.83MHz 72.85MHz 72.87MHz 73.22MHz 73.23MHz 73.24MHz
73.26MHz 73.27MHz 73.28MHz 73.29MHz 73.30MHz 73.31MHz 73.32MHz

別表 8—2～別表 8—10 (略)

別表 8—2～別表 8—10 (略)

別表 9—1 テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用特定小電力無線局の周波数表

(略)		(略)
400MHz 帯の周波数の電波を使用する無線設備	占有周波数帯幅が 5.8kHz 以下の無線設備	426.028125MHz 以上 426.134375MHz 以下の周波数であって、 <u>426.028125MHz 及び 426.028125MHz に 6.25kHz の自然数倍を加えたもの</u>
		429.178125MHz 以上 429.734375MHz 以下の周波数であって、 <u>429.178125MHz 及び 429.178125MHz に 6.25kHz の自然数倍を加えたもの</u>
		429.815625MHz 以上 429.921875MHz 以下の周波数であって、 <u>429.815625MHz 及び 429.815625MHz に 6.25kHz の自然数倍を加えたもの並びにこれらの周波数に 19.9MHz を加えたもの。この場合において、429.921875MHz 及び 449.821875MHz は周波数制御用チャンネルとする。</u>
占有周波数帯幅が 5.8kHz を超え 8.5kHz 以下の無線設備		449.840625MHz 以上 449.884375MHz 以下の周波数であって、 <u>449.840625MHz 及び 449.840625MHz に 6.25kHz の自然数倍を加えたもの並びにこれらの周波数に 19.6MHz を加えたもの。この場合において、449.884375MHz 及び 469.484375MHz は周波数制御用チャンネルとする。</u>
		426.025MHz 以上 426.1375MHz 以下の周波数であって、426.025MHz 及び 426.025MHz に 12.5kHz の自然数倍を加えたもの 429.175MHz 以上 429.7375MHz 以下

別表 9—1 テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用特定小電力無線局の周波数表

(略)		(略)
400MHz 帯の周波数の電波を使用する無線設備	占有周波数帯幅が 8.5kHz 以下の無線設備	426.025MHz 以上 426.1375MHz 以下の周波数であって、426.025MHz 及び 426.025MHz に 12.5kHz の自然数倍を加えたもの 429.175MHz 以上 429.7375MHz 以下

		の周波数であって、429.175MHz 及び 429.175MHz に 12.5kHz の自然数倍を加えたもの
		429.8125MHz 以上 429.925MHz 以下の周波数であって、429.8125MHz 及び 429.8125MHz に 12.5kHz の自然数倍を加えたもの並びにこれらの周波数に 19.9MHz を加えたもの。この場合において、429.925MHz 及び 449.825MHz は周波数制御用チャンネルとする。
		449.8375MHz 以上 449.8875MHz 以下の周波数であって、449.8375MHz 及び 449.8375MHz に 12.5kHz の自然数倍を加えたもの並びにこれらの周波数に 19.6MHz を加えたもの。この場合において、449.8875MHz 及び 469.4875MHz は周波数制御用チャンネルとする。
	占有周波数帯幅が 8.5kHz を超え 16kHz 以下の無線設備	426.0375MHz 426.0625MHz 426.0875MHz 426.1125MHz
(略)	(略)	(略)
1200MHz 帯の周波数の電波を使用する無線設備	占有周波数帯幅が 8.5kHz 以下の無線設備	1216.00625MHz 以上 1216.99375MHz 以下の周波数であって、 <u>1216.00625MHz 及び 1216.00625MHz に 12.5kHz の自然数倍を加えたもの並びにこれらの周波数に 36MHz を加えたもの。</u> この場合において、 <u>1216.00625MHz、1216.01875MHz、1216.50625MHz、1216.51875MHz、1252.00625MHz、1252.01875MHz、1252.50625MHz 及び 1252.51875MHz は、周波数制御用チャンネルとする。</u>
	占有周波数帯幅が 8.5kHz を超え 16kHz 以下の無線設備	1216.0125MHz 以上 1216.9875MHz 以下の周波数であって、 <u>1216.0125MHz 及び 1216.0125MHz に</u>

		の周波数であって、429.175MHz 及び 429.175MHz に 12.5kHz の自然数倍を加えたもの
		429.8125MHz 以上 429.925MHz 以下の周波数であって、429.8125MHz 及び 429.8125MHz に 12.5kHz の自然数倍を加えたもの並びにこれらの周波数に 19.9MHz を加えたもの。 <u>ただし、429.925MHz 及び 449.825MHz は周波数制御用チャンネルとする。</u>
		449.8375MHz 以上 449.8875MHz 以下の周波数であって、449.8375MHz 及び 449.8375MHz に 12.5kHz の自然数倍を加えたもの並びにこれらの周波数に 19.6MHz を加えたもの。 <u>ただし、449.8875MHz 及び 469.4875MHz は周波数制御用チャンネルとする。</u>
	占有周波数帯幅が 8.5kHz を超え 16kHz 以下の無線設備	426.0375MHz 426.0625MHz 426.0875MHz 426.1125MHz
(略)	(略)	(略)
1200MHz 帯の周波数の電波を使用する無線設備		
	占有周波数帯幅が 16kHz 以下の無線設備	1216.0125MHz 以上 1216.9875MHz 以下の周波数であって、 <u>1216.0125MHz 及び 1216.0125MHz に</u>

備	25kHz の自然数倍を加えたもの並びにこれらの周波数に 36MHz を加えたもの。この場合において、1216.0125MHz、1216.5125MHz、1252.0125MHz 及び 1252.5125MHz は周波数制御用チャネルとする。
占有周波数帯幅が 16kHz を超え 32kHz 以下の無線設備	1216MHz 以上 1217MHz 以下の周波数であって、1216MHz 及び 1216MHz に 50kHz の自然数倍を加えたもの並びにこれらの周波数に 36MHz を加えたもの。この場合において、1216MHz 及び 1252MHz は周波数制御用チャネルとする。

別表 9—2～別表 9—7 (略)

別表 9—8 無線電話(ラジオマイクに使用するものを除く。)用特定小電力無線局の周波数表

占有周波数帯幅が 5.8kHz 以下の無線設備	422.196875MHz 以上 422.296875MHz 以下の周波数であって、 <u>422.196875MHz 及び 422.196875MHz に 6.25kHz の自然数倍を加えたもの</u>
	421.809375MHz 以上 421.909375MHz 以下の周波数であって、 <u>421.809375MHz 及び 421.809375MHz に 6.25kHz の自然数倍を加えたもの並びに 440.259375MHz 以上 440.359375MHz 以下の周波数であって、440.259375MHz 及び 440.259375MHz に 6.25kHz の自然数倍を加えたもの</u>
	422.053125MHz 以上 422.190625MHz 以下の周波数であって、 <u>422.053125MHz 及び 422.053125MHz に 6.25kHz の自然数倍を加えたもの。この場合において、422.184375MHz 及び 422.190625MHz は周波数制御用チャネルとする。</u>
	421.578125MHz 以上 421.803125MHz 以下の周波数であって、 <u>421.578125MHz 及び 421.578125MHz に 6.25kHz の自然数倍を加えたもの並びに 440.028125MHz 以上 440.253125MHz 以下の周波数であって、440.028125MHz 及び 440.028125MHz に 6.25kHz の自然数倍を加えたもの。この場合において、421.796875MHz、421.803125MHz、440.246875MHz 及び 440.253125MHz は周波数制御用チャネルとする。</u>
占有周波数帯幅が 5.8kHz を超え 8.5kHz 以下の無線	422.2MHz 以上 422.3MHz 以下の周波数であって、422.2MHz 及び 422.2MHz に 12.5kHz の自然数倍を加えたもの

		25kHz の自然数倍を加えたもの並びにこれらの周波数に 36MHz を加えたもの。ただし、1216.0125MHz、1216.5125MHz、1252.0125MHz 及び 1252.5125MHz は周波数制御用チャネルとする。
	占有周波数帯幅が 32kHz 以下の無線設備	1216MHz 以上 1217MHz 以下の周波数であって、1216MHz 及び 1216MHz に 50kHz の自然数倍を加えたもの並びにこれらの周波数に 36MHz を加えたもの。ただし、1216MHz 及び 1252MHz は周波数制御用チャネルとする。

別表 9—2～別表 9—7 (略)

別表 9—8 無線電話(ラジオマイクに使用するものを除く。)用特定小電力無線局の周波数表

	422.2MHz 以上 422.3MHz 以下の周波数であって、422.2MHz 及び 422.2MHz に 12.5kHz の自然数倍を加えたもの。
--	---

設備	421.8125MHz 以上 421.9125MHz 以下の周波数であって、421.8125MHz 及び 421.8125MHz に 12.5kHz の自然数倍を加えたもの並びに 440.2625MHz 以上 440.3625MHz 以下の周波数であって、440.2625MHz 及び 440.2625MHz に 12.5kHz の自然数倍を加えたもの
	422.05MHz 以上 422.1875MHz 以下の周波数であって、422.05MHz 及び 422.05MHz に 12.5kHz の自然数倍を加えたもの。 <u>この場合において</u> 、422.1875MHz は周波数制御用チャンネルとする。
	421.575MHz 以上 421.8MHz 以下の周波数であって、421.575MHz 及び 421.575MHz に 12.5kHz の自然数倍を加えたもの並びに 440.025MHz 以上 440.25MHz 以下の周波数であって、440.025MHz 及び 440.025MHz に 12.5kHz の自然数倍を加えたもの。 <u>この場合において</u> 、421.8MHz、440.25MHz は周波数制御用チャンネルとする。

413.7MHz 以上 414.14375MHz 以下の周波数であって、413.7MHz 及び 413.7MHz に 6.25kHz の自然数倍を加えたもの並びに 454.05MHz 以上 454.19375MHz 以下の周波数であって、454.05MHz 及び 454.05MHz に 6.25kHz の自然数倍を加えたもの

別表 9—9～別表 9—12 (略)

別表 9—13 人・動物検知通報システム用特定小電力無線局の周波数表

占有周波数帯幅が 5.8kHz 以下の無線設備	<u>142.934375MHz 以上 142.984375MHz 以下の周波数であって、142.934375MHz 及び 142.934375MHz に 6.25kHz の自然数倍を加えたもの並びに 146.934375MHz 以上 146.984375MHz 以下の周波数であって、146.934375MHz 及び 146.934375MHz に 6.25kHz の自然数倍を加えたもの</u>
占有周波数帯幅が 5.8kHz を超え 11.6kHz 以下の無線設備	<u>142.9375MHz 以上 142.98125MHz 以下の周波数であって、142.9375MHz 及び 142.9375MHz に 6.25kHz の自然数倍を加えたもの並びに 146.9375MHz 以上 146.98125MHz 以下の周波数であって、146.9375MHz 及び 146.9375MHz に 6.25kHz の自然数倍を加えたもの</u>
占有周波数帯幅が 11.6kHz を超え 17.4kHz 以下の無線設備	<u>142.940625MHz 以上 142.978125MHz 以下の周波数であって、142.940625MHz 及び 142.940625MHz に 6.25kHz の自然数倍を加えたもの</u>

別表 10—1～別表 11—3 (略)

421.8125MHz 以上 421.9125MHz 以下の周波数であって、421.8125MHz 及び 421.8125MHz に 12.5kHz の自然数倍を加えたもの、並びに 440.2625MHz 以上 440.3625MHz 以下の周波数であって、440.2625MHz 及び 440.2625MHz に 12.5kHz の自然数倍を加えたもの。

422.05MHz 以上 422.1875MHz 以下の周波数であって、422.05MHz 及び 422.05MHz に 12.5kHz の自然数倍を加えたもの。ただし、422.1875MHz は周波数制御用チャンネルとする。

421.575MHz 以上 421.8MHz 以下の周波数であって、421.575MHz 及び 421.575MHz に 12.5kHz の自然数倍を加えたもの、並びに 440.025MHz 以上 440.25MHz 以下の周波数であって、440.025MHz 及び 440.025MHz に 12.5kHz の自然数倍を加えたもの。ただし、421.8MHz、440.25MHz は周波数制御用チャンネルとする。

413.7MHz 以上 414.14375MHz 以下の周波数であって、413.7MHz 及び 413.7MHz に 6.25kHz の自然数倍を加えたもの、並びに 454.05MHz 以上 454.19375MHz 以下の周波数であって、454.05MHz 及び 454.05MHz に 6.25kHz の自然数倍を加えたもの。

別表 9—9～別表 9—12 (略)

別表 9—13 動物検知通報システム用特定小電力無線局の周波数表

<u>142.94MHz</u> <u>142.95MHz</u> <u>142.96MHz</u> <u>142.97MHz</u> <u>142.98MHz</u>
--

別表 10—1～別表 11—3 (略)